

政策資料

No.280

《復刊175号》
1990年1月1日

巻頭言 小林恒人1

〈特 集〉

- I 第39回総選挙=社会党の約束 2
- II 「育児休業法案」関係 12
- 四野党共同の「育児休業法案」の再提出について 12
- 育児休業法(案) 14
- 育児休業法案提案理由説明 25
- 四党共同育児休業法案に関する説明 26
- 育児休業制度の必要経費再試算 30
- 四党共同育児休業法案条文整理結果について 33
- 四野党共同育児休業法案要綱新旧対照 35

資 料

- 最近の東欧情勢について(談話) 41
- 自民党の審議拒否誹謗中傷に対する抗議声明 42
- 新連合の結成にあたって(談話) 44
- 税制再改革基本法第8条をめぐる論点と提案者側の見解 46
- 農業者年金制度の充実に関する申し入れ 49
- 米ソ首脳会談(マルタ・サミット)について 49
- 国と地方の関係等に関する報告について 50
- 「1989年総目次一覧表」 52



政治決戦の年

『政権交代への挑戦』

小林恒人

政策審議会副会長

る課題として南北朝鮮問題をはじめ日本とアセアン諸国との友好関係はより一層前進した内容あるものとしていくことも経済的に大きく成長した我が国としては主体的に考え行動しなければ、時流においてけぼりされることになるのではないかでしようか。

九〇年代、我が党に課せられる課題はあまりにも多い。言うまでもなく二一世紀への着実な将来設計を確立することであり、自民党政権によつて累積された数々の「ひづみ」はあまりに多く、これらのは正は速かに進められなければなりません。

参院選挙の結果がもたらした「革新逆転」は、わが党にとってはもちろん多大な成果であつたばかりではなく、「国民」大衆にとっての大きな資産蓄積として位置付けながら、幅広い国民各層の求める政策課題を着実に前進させることが急務であります。

自民党の長期にわたる政権は、

特に、中曾根内閣の間、行革審を基軸とする答申を中心、「戦後政治の総決算」と称し、国際社会への急速な転換へと転回し、国内政策は常に二次的課題とされたばかりか、国民の求める生活の豊かさは犠牲にされてきました。

自民党の選挙スローガンやパンフレットのなかに、安心・安定・安全などおかげ、あたかも自民党政権こそが不安のない未来への展開が出来るのだ！と言わんばかりの宣伝をしました。しかし、

國民合意なき消費税の強行導入をはじめリクルート事件に示される金権体質、そして農産物輸入自由化をめぐる国内農業つぶしなど、

相づぐ国民への裏切り政策は参院選を通じて「怒りの一票」行使となつたのは当然のことと言えます。

だからこそ、今、社会党は消費税の廃止・税制の改革をはじめ、自由競争社会によつて生じた「生活点検し、真の豊かさをとりもどすための努力を積み上げていかなくてはなりません。

動脈とも言える「政策審議会」のスタッフ増員は当然のことであり、片手間でお茶をにごすようなことは許されません。

新しい年、新しい感性をもつて総力をあげ奮闘しようではあります。その意味ではアジアにおける

(こばやしつねと・衆議院議員)

特集

I 第39回総選挙 II 社会党の約束

政権交代への挑戦

世界はいま大きく動き始めました。

東西対立のシンボルであった「ベルリンの壁」は、自由と民主主義を求める人びとの声と行動によって崩され、戦後の世界の枠組を変えつつあります。日本社会党はこの新しい現実を軍縮と平和、自由と人権、民主主義と国際協調の発展につながるものとして心から歓迎します。

日本でも、新しい現実が生まれています。

広範な国民の自民党政治への不信と憤り

は、さきの参議院選挙で、これまでの「常勝自民党」の神話をくつがえし、自民過半数割れ、与野党逆転を実現させました。まさに、国民の一票の行使で、大きな山が動き、「連合政治」の時代が始まりました。九〇年代の日本と世界の創造に向かう国民の先見性が示されたものであり、日本社会党は、国民としつ

かり連帶し、新しい政治の実現に努力する決意です。

自民党政治は、もはや、再生できない閉塞状況に陥っています。「漏れ手でアワ」のリクルート事件に示されるように、政・官・財の癒着による政治不信の増幅。経済大国とは裏腹の質量ともに低い国民の生活水準。東京一極集中に象徴される中央と地方の格差拡大。

高齢者の生活不安。子どもの人権無視。不公平感と不公正感の広がり——。経済繁栄の陰で社会の矛盾はとめどなく深まり、若い世代の間では未来への希望が失われています。

希望に満ちた二一世紀への扉は、新しい発想で将来設計のできる国民連合政権の実現によつて開くことができます。いきいきとした政治は、政権交代によつてのみ可能です。この連合政権は、「ゆるやかで、しかし確かな改革」を基本に、第一に政治的には自由と民主主義を基本にする。第二に、経済的には自由な市場経済の枠組みを基本に、公平・公正で

活力あるゆるやかな改革で臨み、ドラスチックな改革、急激な変化は求めない。第三に、

国際経済の面では日米基軸の現実から出発し、日米経済関係を重視しつつも対等、自由、互恵の経済関係を確立し、アジア諸国とは相互依存、互恵の経済関係をめざす。第四に、外交的には対米偏重外交を是正し、アジアの一員としての自主外交、多極化時代に相応した全方位外交をめざす。——という四つの政策的枠組みで政権を担当していきます。

国民連合政権は「多元的文化」の現実社会に、最もふさわしい政治のあり方です。それは市民の自発的な政治参加を促進し、さまざまな人びとの考え方や思いが共生・共存しあう政治の形態です。私たちの国民連合政権は、自由と民主主義、公正と連帶、軍縮・平和と人権のかぎりない発展を追求します。

これは、基本的人権の尊重と自由、平和主義と国際協調を高らかにうたいあげた日本国憲法の理念であり、この世界に誇りうる憲法

を、私たちは国民とともに、創造的に展開していく決意です。

そのためには、この総選挙で自民党を過半数割れに追い込み、自民党一党支配の時代に完全に終止符をうたねばなりません。参議院選挙で下された消費税廃止の国民審判を、この総選挙で決着させること——ここから、一九九〇年、自民単独支配の政治が国民連合政権か、日本の政治は大きく動き始めます。

三つの約束1

政治改革を実現し、政治に信頼と活力を取り戻します。

自民党政治を変える新しい挑戦が、いま始まっています。生き生きとした政治をもとめて、さまざまな人びとが政治の舞台に登場してきました。私たちはこの人びとの政治参加と連帶し、政治の改革を進めます。

私たちの目標は、第一に清潔な政治の実現です。リクルート汚職事件は、政界の自浄能力の欠如と、長期にわたる自民党一党支配の利益誘導型政治から生まれたものです。ところが総選挙に向けて、財界に三〇〇億円もの政治献金を強要するなど、自民党には全く反省がみられません。したがって、腐敗政治の根を絶つためには、市民が新しい政治をつく

るという主権の行使による政権交代がキーとなります。

私たちは、リクルート事件の全容解明と汚染議員の政治的・道義的責任を明らかにするための議員辞職を要求し、この事件にケジメをつけます。腐敗行為にかかる議員が、国民の圧倒的批判にさらされながらも居座ることは許されません。再発防止のため、資産公開や政治倫理法による政治倫理委員会の設置、政治資金集めのパーティや企業献金の禁止など、政治資金規正法と地盤培養行為を規制するための公職選挙法の改正をすすめます。

第二は、国政選挙における重要な公約の変更、不履行の場合、内閣が交代した場合、国論を二分する重大な政策争点が生じた場合は、民意を問うというルールの確立が必要です。このため「国民政治宣言」の採択をはからねばなりません。国民と国会との結びつきを強めるため、①国民の国会への自由な出入りの保障、②国会資料の自由な閲覧、③証人喚問に対するテレビ放送の復活など、国会での審議の状況を知る権利を具体的に保障します。

第三は、国民の政治参加を積極的に推進していくことである。その一つは、情報公開法の制定です。これによって、国民による行政の監視を広げていくとともに、環境保護や消

費者運動など住民・市民運動が、行政の政策形成過程へ参加する道をも開くことが必要であります。その二つは、選挙権を一八歳、被

選挙権を二五歳に統一し、一票の価値の平等、死票を生まないという原則にもとづき選挙制度の改善をはかることです。その三つは、行政の不正排除と公正の確保のため「オングズマン」制度を創設し、また、国民投票制度の確立をめざすことです。

第四は、国会を憲法がかかげる国権の最高機関として真の国民の国会として活性化していくことです。国会は言論の府にふさわしく、徹底した審議を保障し、また、与・野党間および議員間の相互討論を活発化、議員立法の促進をはかり、衆・参の特性をいかした国会運営の改善をすすめます。

第五は、分権・自治の推進である。私たちは住民の行政・地域政治への参加拡大、市町村の権限強化、都道府県と市町村の協力推進などの視点から国と地方との行政事務の再配分を徹底させ、税源の再配分などによる自主財源の確保で住民負担の抑制とサービスの充実をはかります。国政に対する地方自治体の発言の権利を保障するとともに、自治体の条例制定権を拡充します。

三つの約束2

公正で豊かな社会を、 まず消費税廃止から。

いま、国民は、民意に沿い、消費税を廃止し、税制改革のやり直しを実行することを求めています。私たち日本社会党、公明党、連合参議院、民社党、社会民主連合は共同で消費税廃止法案を国会に提出しました。これは国民の付託に応え、民意のおもむくところにしたがう政治への出発点です。消費税導入は格差と不公平をさらに助長させ、産業や企業、国民生活を混乱させており、私たちは消費税廃止を通じてこの歪みを改革します。

日本が一人当たりのGNPで世界一となり、世界最大の債権国になつたといわれても、豊かさの実感は少なく、しかしマネーフィークムによつて土地や株などでの「持つ者と、持たざる者」との資産格差という新たな格差・不公平の問題が生じています。このようなマネーフィークムを規制し、国民の可処分所得を増やして購買力を高めていく、生活の質の向上、格差・不公平のは正に結びつく内需型経済への転換を推進しなければなりません。

このような豊かさを実現していくためには、いきいきとした新しい経済の成長が必要です。私たちは、①絶えざるイノベーション

(技術革新)など科学技術の重視、②新しいニーズを先どりした生活産業への転換、③二世紀へ向けた都市改造と社会資本の整備を基

本に、わが国の潜在的成長力をこれから新しい経済の基盤とします。国民一人ひとりがたくわえた預貯金などの巨額な金融資産は、新しい成長のために活用されます。均衡ある国土利用、雇用・就業機会を地域社会につくりだす個性豊かな地域経済の活性化をすすめ、「東京の不満・地方の不安」を解消します。地価の暴騰を抑えるため、土地は公共財という理念に立ち、所有権より利用権を優先させるとともに、土地税制の抜本改革を進めなければなりません。

国民生活の質の向上には「ゆとり」が不可欠です。自由時間活動は豊かさの具体的な保障であり、早急に一八〇〇時間へと労働時間を短縮するとともに「レジャー・スポーツ振興基本法」(仮称)を制定し、文化・スポーツ活動や生涯学習の充実と施設の整備、自然との調和あるリゾートの開発をすすめます。

三つの約束3

軍縮と地球環境のために、 いまこそ日本が役立ちます。

これがわが国にとつて大きなテーマです。世界

は軍縮新時代を迎え、経済も東西南北、世界的に交流しあう現実にあります。内需型経済への転換による経済摩擦の解消、経済協力の質量的拡充をはかるとともに、わが国が率先してグローバル・ネゴシエーション(地球規模の対話システム)の構想を提唱、推進し、自立・共生の新しい経済秩序の中から世界の繁栄に寄与していくかなければなりません。それは環境と軍縮の問題に深くかかわることです。

いま人類は、地球生命維持システムを崩壊させかねない環境汚染・破壊という新たな脅威に直面しています。私たちは人間にふさわしい環境を創造することを目標に、人類の持てる力をふり向ける国際的な共同の政治行動を始めなければなりません。生産と消費のあり方を環境との調和の方向で見直すとともに、交通、産業、都市開発、労働などすべての政策の基本に据えます。「地球環境保全宣言」の採択をめざし、国連の地球環境特別総会の開催などを呼びかけます。

新たな平和と軍縮の世界的潮流を、アジア・太平洋地域に定着させることも重要な課題です。すでに中ソ関係の正常化、カンボジア和平の進展、糾余曲折を経ながらも南北朝

鮮の対話継続、韓国と中国、ソ連圏との交流の拡大、ASEAN（東南アジア諸国連合）の非核地帯化や中立化の模索、南太平洋非核化条約など緊張緩和が進展しています。世界最初の被爆国であり、平和憲法を持ち、東西南北の接点にある日本は、これらの軍縮新時代に貢献する積極的なイニシアティブをとらなければなりません。

アジアにおける平和な国際環境こそ、日本の平和と安全のための最大の条件です。私たちは、①アジアにも信頼醸成措置の形成と、アジア平和保障会議の実現、②アジア極東地域に存在する米ソ両国の海洋核を含む陸海空の核兵器の削減、③東北アジア非核平和地帯化の推進、④環太平洋地域経済の安定的発展および南北朝鮮を含む海洋共同開発の促進と経済協力、⑤北方領土問題の解決を含む日ソ関係の改善、などを進めます。

社会党はこれらの政策を展開し、軍事力に依存しない平和保障の確立をめざします。

一〇の政策—①税制

消費税廃止いよいよ本番。 国民合意の税制改革を。

先の参議院選挙で、社会党をはじめ野党各党は消費税廃止を公約に掲げ、自民党も消費税「見直し」を公約しました。その結果、参

院選では政党支持が平等に表われる比例区で、自民党は二七%の得票率しか得られず、「消費税ノー」の国民意思が明確になりました。

この国民意思に応えるため、社会党、公明党、民社党、社民連、連合参議院の野党五会派は、先の一回臨時国会に消費税廃止関連の九法案を共同で参議院に提出しました。

悪税である消費税を廃止し、それに代わる国民の信頼と合意が得られる公平・公正な税制の確立が目標です。

社会党がめざす税制改革は、大型間接税の導入に反対し、不公平税制の是正を徹底することを前提に、次の三つの原則に立つて具体化をはかります。

第一、民主的手続きによる国民の合意に基づくこと。

第二、税負担の公正・公平を確保すること。

第三、総合課税主義を基本とする応能負担原則を重視しつつ、税負担にも配慮し、直接税を主、間接税を従として、所得・資産・消費税の均衡ある税体系の構築をはかること。

第四、安定した地方財政の確立をはかり、分権・自治の発展に資すること。

第五、税制の社会的再分配機能の向上に配慮して、活力ある福祉社会を支える税制をめぐること。

社会党がめざす税制改革の原則は、すでに

野党共同提出の「税制再改革基本法」案にも盛り込まれており、直ちに「国民税制改革協議会」や国会で具体的な取り組みが開始されました。

大平内閣の「一般消費税」、中曾根内閣の「売上税」、竹下内閣の「消費税」は、いずれも大型間接税であり、社会的弱者に負担が過重となる逆進性という根本的欠陥があります。とりわけ「消費税」は度重なる公約違反に加えて、国民の審判を一度も受けることなく、衆参両院の強行採決で実施された税制です。これに対する審判が先の参院選挙の結果であり、自民党内にも「消費税はリコールされた」との認識があります。選挙結果を重んずるならば、自民党政権が率先して消費税廃止法案を提案すべきであるにもかかわらず、野党共同提案を非難・中傷するのみです。自ら公約した消費税「思い切った見直し」も全く欺瞞たたかいです。

一〇の政策—②政治改革

だれもが納得できるケジメを。 政治改革は野党の力で。

リクルート疑惑の「けじめ」はなんだのでありますか。政府・自民党は、「リクルート」疑

惑に連座した政治家の捜査資料の公開にも応ぜず、起訴された藤波元官房長官をはじめ自民党の疑惑の政治家たちは、「みそぎ」と称して総選挙に立候補しようとしています。また、自民党は三〇〇億円もの選挙資金を億面もなく財界に要請したことを見ても、リクルート事件を厳しく反省する姿勢は少しも見えません。

国民の政治への信頼を回復するための技術的な政治改革を行なうためにその前提として国会改革の課題をはじめ、情報公開法の制定、オンブズマン制度の導入、天下りの禁止、一票の格差の是正に向けた選挙制度の抜本的改革が不可欠です。自民党はこのようにリクルート事件のけじめもつけて「政治改革」を語っていますが、その内容も全く国民を愚弄するものです。政治資金の規制については、企業献金の容認、パーティ会費の不徹底な制限（一回一五〇万円、回数制限なし）と、総額二〇〇〇万円以下のパーティ収支の公開免除とであります。これでは全くのしり抜けというほかありません。さらに自民党の資産公開法案は、株取引に言及せず、資産公開も政治家本人のみで、年間九〇〇万円以下の収入（贈与等）の非公開など、これまた不徹底です。

これに対して社会党は、実効ある政治改革の野党案のとりまとめて鋭意努力してきました

た。まず、社会、公明、民社、社民連の四党的政治倫理法案では、リクルート事件の総括から政治家の未公開株の取引を禁止しています。そして、政治家（配偶者と同居の親族を含む）の資産公開、すべての収入と兼業の公開、「政治倫理委員会」の新設、委員会の政治倫理案件の審査義務、審査報告書の公表義務等を定めています。また、公職選挙法改正案は、「選挙区内への寄付行為」を厳しく禁止しています。また、政治資金規正法改正では、三年後の企業献金の禁止（その実現のために

「政治活動への公的補助の実現」）、パートナー会費の制限（年一五〇万円）と全パートナーの収支の公開、政治家関連の政治団体が受けた政治献金とパートナー会費の名寄せ義務を定めています。野党四党と自民党の改革案を比較すれば、一体どちらが政治改革に熱心か、一目瞭然ではないでしょうか。

社会党は、リクルート疑惑に「けじめ」をつけないゴマカシの政治改革を許さず、国民の手で清潔な政治の実現のために全力をあげます。

そのため、「時間のゆとり」をもたらす労働時間短縮は、生活の質を高めるために不可欠であり、西ドイツやフランスより年間五〇〇時間も多いわが国の長時間労働は、もはや国際的にも許されません。社会党は、労働時間の短縮によって自由時間（余暇）を生み出し、家族の団らん、レジャー・文化・スポーツ活動を大切にしていきます。また、リゾートの整備については、公的な施設を基本に環境保全を前提にしながらすすめます。

労働時間の短縮とともに、「所得のゆとり」も重要です。私たちの所得水準は、先進諸国の中でも「中位」であり、労働分配率も下がっています。社会党は、所得のゆとりを実現するためには、「経済大国」に見合った賃上げと最低賃金水準の引き上げ、パートタイムの労働条件の向上をはかります。また、国際

一〇の政策—③生活経済

実感できる豊かさとゆとりを、
いま確かなものに。

日本は国民一人当たりのG.N.P.が世界一位と

なつたといわれます。けれども私たちに豊かさの実感が本当にあるでしょうか。政府の世論調査によつても「生活に対する満足度」は、一九八五年をピークに減少を続けています。

私たち国民が巨大なG.N.P.にもかかわらず豊かさを実感できないのには、長時間労働、高い物価や異常な地価の高騰、生活関連の社会資本の立ち遅れ等が原因です。今こそ私たちはモノの豊かさとともに、心の豊かさを重視する「新しい豊かさ」を実現しなければなりません。

的にみて高いわが国の物価を引き下げねばなりません。そのため、内外価格差の是正、公共料金の適正化、並行輸入の促進、輸入総代理店など流通機構の改善を積極的にはかります。

このようないとりを実現して生活の質を向上させるためにも、わが国の経済を内需型に転換しなければなりません。自民党政は、内需の拡大をいいながら、民間活力、規制緩和と称して国民生活の格差を拡大する方向でそれをすすめようとしているのは本末転倒です。これでは、アメリカなどとの経済摩擦解消にもなりません。国民一人ひとりの消費を拡大し、社会資本の抜本的整備をすすめます。

また、絶えざる技術革新をすすめ、知識集約型、先端技術開発による産業を育成し、それを生活に根ざしたニーズに結びつける産業構造に転換していきます。このような国生生活の質の向上と対外経済摩擦の是正、国際協調に結びつく内需拡大こそ、これらの経済政策の基本であり、社会党は市場経済を基礎に必要な誘導と規制を加えながら、着実にこの政策を推進します。

一〇の政策—④年金福祉

みんなで支えあい、国が責任をもつ福祉。必ずできます。

人生八〇年を迎えたわが国は、これまでの社会システム、政策・制度のあり方が根本から問われています。政府・自民党はこの間、高齢化社会に対応するとして財政的な危機感を訴え、行政改革の名のもとで、社会保障への国庫負担割合を大幅に後退させ、国民に自助努力を求めてきました。このため、高齢者とその家族は老後の不安を高めています。経済力にふさわしい高齢者の生活の水準アツプを図るために、現在の自助努力に基づく福祉から、国・自治体の責任を明確にした公的福祉の充実へと政策の転換を図る必要があります。高齢化社会に対応した政策の展開は雇用、年金、医療、保健、介護、在宅福祉サービス、街づくりを含めた社会システムの改革など総合的に進めなければなりません。

社会党は「これだけは国のは責任でやるので安心してほしい」といえる「高齢化社会ミニマム」を明らかにし、その実現に取り組みます。次の方向にそつて人生八〇年を豊かにすごすことのできる第一段階としての「高齢化社会ミニマム」の具體化をはかっていきます。

その第一は、六五歳に達したすべての国民に最低賃金水準とリンクしたナショナル・ミニマムとしての最低保障年金を創設します。

一〇の政策—⑤女性

女性の声をもつと政治に。

老若男女の幸せのためです。

六五歳未満の定年制は段階的に禁止し、六〇歳から定年退職までの間は「部分年金・部分賃金」を選択できるようにします。第二は、

医療や看護の継続を必要とする高齢者、難病者の医療について、保険制度とは切り離したことと公的サービス（全額国庫負担）によることとし、主治医（家庭医）システムを対応させます。第三は、重介護の完全看護体制のため、すぐ利用できる訪問サービス、二十四時間介護者交代派遣システムや、ケア付き住宅群の整備、一般住宅の改善の助成などを進めます。

第四は、健康新型地区計画を助成するとともに、対象地区の土地・建物について自治体の買い上げ・借り上げを優先させます。第五は、利用者・市民中心の公的サービス評価システムの創設です。

こうした公的責任による「高齢化社会ミニマム」の実現には、租税・社会保険料に関する国民負担が必要です。国民合意の負担増には、(1)公的福祉プログラムから得られる安心度、(2)負担及びサービスにおける公平度、(3)政治や政治家に対する信頼度、の三つをもつと高めることが、欠かせない前提条件です。

男女雇用機会均等法が施行されて三年が経過しているのに、東京都の調査によると、東京の企業で働く女性の四人のうち三人が「待遇に男女差がある」「均等法施行後も変化はない」と答えています。このように依然として働く場での男女差別のは止は進んでいません。性別役割分業は、女性の経済的自立を奪うだけでなく、男性の家庭生活への参加を阻むものであり、男女ともに人間らしい労働と生活を営む権利を否定するものです。

わが国では、政治の分野への女性参加は実態上極端に遅れています。議会における女性の代表率は諸外国に比べても、またわが国の教育や雇用への女性の進出と比べてもいちじるしく立ち遅れています。

先の参議院選挙で多くの女性議員が誕生しましたとはいっても、参議院に占める割合は一割をこえたにすぎず、衆議院に至つては一・四%でしかありません。生活者の視点をもつ女性の政策決定、方針策定への参加なくしてはバランスのとれた社会の発展・平和はありません。

しかし、多くの女性が家庭と仕事の両立、育児や介護などの負担にあえぎ、苦悩しつつも「国連婦人の一〇年」が示すように、生活感覚に根ざしてあらゆる分野で男性と平等の条件で最大限に参加する動きがはじまっています。社会党は女性と男性が共同して、人間らしい労働とくらしを可能にする新しい社会

システムの実現をめざして具体的にとりくんでいきます。

このため社会党は、女性の社会進出のため特別措置をいつそう推進し、議会も行政もその他政治のすべての分野で男女が均衡ある比率で参加し運営されることを基本目標に、例えば国の各種審議会等の女性委員の参加を保障する等の特別措置の実現をめざします。

働く場では実効性ある男女雇用平等を実現させるとともに、パートタイム労働者の諸権利確立の法制化はじめ、女性でも男性でも行使できる育児休業法、女性の負担を軽減する家族のための介護休暇の制度化、さらに在宅サービスの確立、時短、職住近接の街づくりなど、女性の職業と家庭の両立をはかるための条件、環境整備を行います。

そのほか、「男女共学」など教育の場での平等教育の推進、夫婦同姓の強制、婚姻年齢の男女差など民法等における女性差別条項の見直しをすすめ、女性がすべての分野で平等に参加できる社会の実現をめざします。

一〇の政策—⑥教育文化

「わかる授業、楽しい学校」 のびのび育つ環境を。

登校拒否児や高校中退者が増えるなど、「教育とは何か、学校とは何かがますます問われ

ています。本来、学校は楽しいところのはずなのに、いじめや厳しい管理、子どもの理解度を無視してすすむ授業から「学校嫌い」となり、知識の量で劣れば「落ちこぼれ」といわれ、味気ない学校になじめない子は「問題児」といわれます。何かが間違っているのではないかでしようか。政府の『教育白書』も、学校教育が画一化し、受験競争の激化が歪みを生んでいるとしています。この背景には、「良い就職」のために「良い学歴、良い学校」と子どもを駆りたてる学歴社会や、競争主義があり、教育はわが国社会のあり方と密接にかかわっているのです。ところが、自民党や文部省は、道徳教育や「愛国心」教育の強化で問題をすり替えようとしています。

教育はあくまでも、子ども・青年の実態にあわせて進められるべきです。社会党は「わかる授業、楽しい学校」のために教育内容を精選するとともに、子どもの人権を大切にし、子どもを「管理」することを改めます。受験競争を是正するために、準義務化している高校の受験を廃止し、希望校の全員入学を実現し、また、大学入試については、序列化につながる「新テスト」を廃止し、入試は各大学に委ねます。人生八〇年時代を迎え、生涯にわたつての学習や文化、スポーツ活動の国民ニーズは高まる一方です。学ぶことは限られますが、学校とは何かがますます問われた学校の期間だけではなく、国民にとつては生

涯にわたつての権利ですから、公的な責任を基本に体制の整備を図ります。

今国民は生活の見直しのなかから、単なる受け手としてではなく主体的に文化・スポーツ活動に参加しています。しかし「経済大国」にもかかわらず、わが国の文化予算是予算全体の〇・一%にも達していないよう、文化・スポーツの施策は軽視されています。文化は「生きる証」です。文化を大切にしない国は、先進国ではありません。文化の予算を思い切って増やし、国民の文化活動を活発にし、そのための諸施設の拡充・整備をはかります。生涯にわたつてのスポーツ活動は、単に労働力の再生産のためばかりではなく、ゆとりある生活と健康な老後のために不可欠です。メタル至上主義の競技スポーツではなく国民参加を活動の基本にしてスポーツ行政を推進します。この際、文部省から文化・スポーツ省を独立させ、生涯学習も文化・スポーツとの関わりの観点を重視してすすめます。

一〇の政策—⑦土地住宅

人は住む権利。
土地で儲けるな。大声で言おう。

毎日、一所懸命働いて日本の経済を支えているのに、一日の疲れをいやすマイホームが持てない——大都市部の異常な地価の高騰

は、働くものの夢を奪っています。

不足しているのは住宅だけではありません。やつとの思いで郊外に家を持つたところ、

下水道は未整備で、完成は何年も先でその間はガマンを重ねなくてはなりません。また、住宅が密集していてオープン・スペースや緑

がなかつたり、あるいは、子どもたちが安心して歩いたり自転車に乗つたりできるような道がなかつたりなどなど……。こんな生活を強いられる私たちは、本当に「豊か」なのでしょうか。

これに対し、政府・自民党は、「民間活力」の名のもとに建築規制緩和を推進して地価を暴騰させ、「地上げ」を横行させています。東京湾の埋め立て地や旧国鉄用地などの貴重なスペースは会社の事務所や高級マンション用に優先的に割り当てられ、庶民の住宅事情は改善されない、などということを許してはなりません。

社会党は、まず、①土地の所有権は認めがその利用の公共性を優先する。②土地の利用については住民参加の市町村レベルの計画を基本とする。③地価公示などの公的土地区画の一元化・土地税制の改革・公有地の拡大等をはかる——等を原則とする「土地基本法」の成立をはかり、地価の抑制と土地利用の秩序形成に努めます。また、住宅に困っている人が公共住宅へ計画的に入居できるようにす

るための「住宅保障法」を制定し、東京湾埋

め立て地や旧国鉄用地を有効利用して、低家賃の公共住宅を大量に建設します。住宅減税制度を大幅に拡充して、住宅ローン支払いの

重圧感の軽減をはかります。また、下水道、公園など生活関連の社会資本の整備はヨーロッパ等に比べて大幅に遅れています。その整備は、生活の質を高めるため急務の課題です。

社会党は、美しい街、歩きやすい街、健康な街づくりをすすめます。まず、下水道整備に予算を重点配分し、二〇〇〇年までに下水道普及率八〇%以上の達成を目標にすすめます。住民のニーズに基づく森林公園、水辺公園、運動公園等の整備と合わせて、地域ごとの小規模公園の建設を促進し、電線・電話線、ガスの共同溝化をすすめます。また、できるだけ街のなかに福祉施設を整備する福祉型の街づくりをめざします。

一〇の政策—⑧農業食糧

食べ物は安心が第一。
つくる人、たべる人の連帯で。

農業・漁業・食糧問題は、農漁民だけでなく国民全体の課題です。今、わが国農・漁業は貿易摩擦と農水産物の激しい輸入圧力にさらされており、コメの自給体制の維持さえ危

うくなっています。なしくずし的な農水産物自由化により、わが国の食糧自給率は穀物ベースで三〇%、カロリー・ベースで四九%の線まで低下しました。これから二一世紀にかけて、土壤の浸食による生産力の減退や、世界人口の増大、畜産物の消費拡大による飼料穀物需要の増大等により世界の食糧需給が逼迫するとの調査も出ています。これに輸出国の凶作が加わった時、わが国の食糧輸入は大きな打撃を受けることになります。その時にあって国内農・漁業の復興をはからうとしている間に合いません。

社会党は、生産者と消費者の合意による安定した食糧需給構造をつくる国民的視点、国際競争など国際的視点、水資源の涵養・国土の保全・緑の空間の提供・有機農業など環境保護の視点——の三つの視点を前提にこれらの農業政策をすすめるべきだと考えます。

農薬や化学肥料に頼らない安全な農産物へのニーズが増大しています。生産者と消費者とのネットワークづくりが一層重要になっていきます。安全な農産物は、生産者と消費者が結びつける国内でこそ作れます。

私たち社会党は、コメの市場開放に反対します。ウルグアイ・ラウンドでは、各国が基礎的食糧の完全自給等、輸入制限を行なうとのできる国際合意づくりをめざします。主食であり基幹的作物であるコメの価格と供給

の安定をはかるため、食管制度の根幹を堅持し、自主流通米は産地精米を基本とするなどの改革を行います。わが国農業の再生をはかつていくため、基盤整備事業を国が責任をもつて実施し、技術開発を積極的に推進し、生産協業化や規模拡大でコスト低減をはかります。どこの国でも食糧の自給率向上は課題であり、そのため穀物自給率六〇%、カロリー自給率七〇～八〇%を目指として自給率の向上を行ないます。

また、漁業を自然活用型産業として位置づけ、海洋・漁場環境を整備・保全し、水産資源の増殖を図りながら、資源の保護・管理を徹底させ、その経営を安定させ、漁民の所得を向上させる政策を開拓します。

一〇の政策—⑨環境 地球の破壊をやめよう。 緑を守る私たちの責任です。

日本にも酸性雨が降るようになつていています。国内的には、企業や自動車が排出する硫黄酸化物や窒素酸化物の排出規制が不十分だからです。

国内林業を荒廃させ、国産材の消費を停滞させたまま熱帯雨林を切り倒して、最も大量の木材を輸入しているのは日本です。そのため炭酸ガスの吸収力を著しく低下させ、貴重

な緑を破壊し、紙として湯水のように浪費しているのです。今日の環境破壊は一国内にとどまらず、地球規模のものとなつており、解決には自らの政府と企業の厳しい自己規制を基礎とした、世界的な協力による対策が必要となっています。

わが国が今必要とされていることは、国内において公害防止、環境保全を厳しくすすめ、同時に、有害物質の除去技術や無害化の技術のために開拓してきた公害除去技術を外国に提供するとともに、緑と環境を守るため乱伐輸入をやめ、植林に協力していくことが必要です。社会党は、こうした視点に立ち「緑の地球計画」の推進をはかるとともに、「国連緑基金」の創設に努力し、国際的な地球環境保全の機構に従来以上の人的、物的な支援を行ないます。また、国際的自然保護連合など、非政府環境保全組織の国際連帶の強化に努力していきます。

肺ガンの原因となるアスベストやオゾン層を破壊するフロン等については、規制を厳しくしながら使用量を急速に削減するとともに、安全な代替品を率先して開拓します。自動車の排気ガスについては、排出基準を引き下げ、とくにディーゼルエンジンに媒塵除去フィルターと脱硫装置の取り付けを義務づけます。また、産業廃棄物は発生者責任において最後まで安全に処理・処分させるようにしま

す。

環境とエネルギー政策は密接に結びついています。からのエネルギー政策は、安全性、環境への適合性、経済性などが重視されなければなりません。社会党は、この観点から原子力発電については、現在エネルギー源として一定の比率を占めていることを認識しつつ、①コジエネレーション（熱・電併給）や燃料電池、ソフトエネルギーなど新エネルギーの積極的開発、化石燃料の低公害利用技術開発の推進をはかる、②新しい原発や放射能廃棄物処理施設の建設を認めず、安全性の厳しいチェック、原子力基本法の厳格な適用等、転換を円滑に行なえる法体制を整備して、「原発なき日本」をめざします。

一〇の政策——⑩軍縮平和

対立の世界が終わる。
日本の憲法と経済力を役立てよう。

東欧情勢に示されるように、世界は予想を超えるテンポで変わろうとし、軍事的緊張から軍縮と協調へと新たな歩みが始まっています。和平憲法を持ち世界有数の「経済大国」となった日本は、すべての国との平和外交、経済と技術の相互協力関係を確立して、世界に貢献していくかなければなりません。

社会党は、軍縮の時代にふさわしい平和保

障の確立をめざし、全方位外交の積極的展開、国連の機能の強化、経済協力の質的・量的拡充、学術・文化、スポーツ交流の拡大をはかります。また、我が国が率先して防衛費の凍結と計画的削減を行なうとともに、アジア極東地域の米ソ海洋核を含む核兵器の削減、東北アジア非核平和地帯の設置を提唱し、その実現に力をつくします。

世界の相互依存関係の深まりの中で、我が国は世界経済の調和ある発展に積極的役割を果たさなければなりません。アメリカなどとの深刻な経済摩擦を解消するため、経済の内需型成長への転換を推進します。そして、アジア・太平洋、EC諸国、社会主义国などとの均衡ある貿易構造をめざします。基礎研究を重視して世界とアジアの「科学技術のメッカ」として貢献し、技術移転を積極的にすすめます。日米の経済摩擦問題については、日米関係が極めて重要な関係であることから相互理解に努め、内外価格差の是正、公共事業の談合の監視強化など、自主的に対処します。

また、GATTの機能強化をはかり、適正に管理された公正な貿易をめざすとともに、債務国などへの資金還流のためにIMF・世界銀行などを通して積極的な役割を果たします。冷戦の遺物であるココム規制を撤廃するとともに、ソ連のループルの交換性、IMF・世銀への参加など、社会主義諸国の経済改革

の動向に対応した政策をすすめます。

わが国の経済協力は、援助額では世界一になつても「ひも付き援助」など在り方が問われています。そのため、途上国の自立的経済発展を目的とするなど援助理念を明確にして、被援助国民の生活向上、人権の擁護、NGO活動を重視する「国際開発協力基本法」を制定します。



II 「育児休業法案」関係

一九八九・一一・七

四野党共同の「育児休業法案」

の再提出について

日本社会民主党
公明党
社会民主連合
参議院

一、日本社会党、公明党、民社党、社会民主連合の四党と連合参議院は、本日、共同の「育児休業法案」を参議院に提出した。

四党はすでに、一昨年三月の労働団体の要請を受け、同年八月二十五日に共同の「育児休業法案」を参議院に提出しているが、

この法案は第一回通常国会まで継続審査扱いとなつたあと、先般の参議院通常選挙が予定されていたため審議未了・廃案の扱いとなつた。このため本日の再提出となつた。ものだが、再提出した法案の内容は、前回提出した法案の内容と基本的には同じもので

ある。

一、四党共同法案の骨格は、

(一) この法律は、男女全労働者を対象とし、子をもつ労働者は、その子が一歳になるまでの間、父母のいずれか一方が、育児休業をすることを保障される、

(二) 育児休業をする労働者には、その期間中、賃金の六割相当の育児休業手当の支給を受けることが保障される、

(三) 手当の支給に必要な財源は、すべての労働者、事業主及び国が、それぞれ三分の一ずつ負担する、

(四) 育児休業をする労働者には、休業終了後、原職または原職に相当する職に復帰することが保障される、

——というものであり、これによつて、子をもつ労働者の負担の軽減と継続雇用の促進が図られることになる。

一、一九七九年の国連総会で採択され、わが国も四年前の六月に批准した女子差別撤廃

条約は、「子の養育は男女間及び社会全体の責任である」とし、これを受ける形で、一九八一年のILO総会で採択された、家族的責任を有する労働者に関する「五六号条約」は、「男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等」を実現するため、「雇用条件及び社会保障において」、「家族的責任を有する労働者の必要を考慮した」、「可能なすべての措置」をとるべきことをうたうとともに、労働者が「家族的責任を理由とする不就業の後に再び労働力となることができるようするため」、「可能なすべての措置」をとるよう要求している。

わが国では、三年前の四月から、いわゆる男女雇用機会均等法が施行されているが、これは、政府・自民党が、四年前の六月、同法案に対する労働団体や婦人団体などの厳しい批判を無視し、その切実かつ正当な要求をふみにじり、われわれ四党が共同して提案した「男女雇用平等法案」を否定して、強引に成立させたものであつて、その目的及び基本理念において「職業生活と家庭生活の調和を図る」ことをうたいつつも、育児休業については、旧勤労婦人福祉法と全く同様に、事業主がこれを認めるよう努力すべきこととするにとどまつている。

本日、四野党が共同して提出した「育児

休業法案」は、いわば、このような「不備」を補う意味をもつものである。

一、欧米諸国では、早くから育児休業制度あるいは親休暇制度がもうけられているが、わが国では、今日、義務教育諸学校等の女子教育職員や国公立の医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等について、無給の育児休業が法制度化されているのみで、育児休業制度を設けている民間企業は、きわめて少なく、その結果、わが国における育児休業制度の普及率は、一九・二%にとどまっている。

このため、現状では、大半の女子労働者は、育児と職業を両立させるため過大な負担を耐えしのぐか、育児のためやむなく退職するかの選択を迫られており、妊娠または出産により退職する者が三〇・五%にのぼっている。

一、四党共同の「育児休業法案」によれば、労働者には、父母のいずれか一方が、子が一歳になるまで育児休業をすることが保障されるだけでなく、労働者及び事業主がそれぞれ毎月百円程度を負担することによって、育児休業をした労働者に対し、賃金の六割相当額の収入が保障されるから、子を養育する責任のある労働者の負担は、かなり軽減されることになろう。

この結果、結婚を契機に退職し、家事専

従となることを選ぶ女子労働者はともかく、妊娠または出産により退職する女子労働者の割合は、現状の三〇・五%から二割程度に減り、平均八割程度の女子労働者が、毎月平均九万円ないし十万円程度の育児休業手当の支給を受けつつ、平均八ヵ月程度の育児休業をすることになるものと、われわれは推計している。

一、最近発表された労働省の調査結果で、就労継続に必要な条件・制度として既婚女子労働者がトップにあげているのは育児休業制度であることが明らかになっている。また実際、労働団体が四党共同育児休業法案の可決成立を求める署名運動でも約五〇〇万の署名が集められており、近日中に国会に提出される運びとなつていて。

われわれは、こうした労働者の切実な願いに応え、育児休業の法制度化の早期実現のため、一致して、政府・自民党に対し、われわれの提案を受け入れるよう、粘り強く働きかけていく考えである。

育児休業法（案）

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 育児休業（第四条—第十五条）
- 第三章 育児休業手当（第十六条—第四十
三条）
- 第四章 奬則（第四十四条—第四十六条）

附則

第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、育児休業について最低の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障するとともに、育児休業をする労働者に対して育児休業手当を支給することにより、労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もつて労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

一 労働者 労働基準法（昭和二十二年法

一 請求した労働者が父である場合にあつては母が、請求した労働者が母である場合にあつては父がその請求に係る子について育児休業をする期間

(育児休業の期間の変更)

二 請求した労働者が父である場合にあつては母が、請求した労働者が母である場合にあつては父が職業に就いていない期間及びこれに準ずる期間として政令で定める期間（負傷、疾病その他やむを得ない理由によりその請求に係る子を養育することができない期間並びに出産の日後五十六日間及び出産の予定日前四十一日（多胎妊娠の場合にあつては、六十九日）から出産の日までの期間を除く。）

二 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。

三 労働基準法第十二条に規定する賃金をいう。

(適用除外)

第三条 この法律は、一月以内の期間を定めて雇用される労働者については、適用しない。

第二章 育児休業 (育児休業)

第四条 自己の子を養育しようとする労働者は、その子が生後一年に達するまでの期間のうち次に掲げる期間を除く期間について、その子を養育するための休業（以下「育児休業」という。）を請求することができる。

5 使用者は、労働者が育児休業を請求したときは、拒んではならない。

6 前項の規定にかかわらず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず育児休業を始めようとする日からさかのぼつて一月以内の日に育児休業を請求した場合

には、育児休業の始まる日を育児休業の請求のあつた日から一月以内の日で労働者の請求に係る日よりも後の日とすることができる。

第五条 育児休業をする労働者は、当該育児休業の請求に係る子が生後一年に達するまでの期間のうち前条第一項各号に掲げる期間を除く期間について、育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 使用者は、労働者が育児休業の期間の延長を請求したときは、拒んではならない。

3 前項の規定にかかわらず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず延長されない場合に終期となる日からさかのぼつて一月以内の日に延長を請求した場合には、その請求を拒むことができる。

4 育児休業の期間の延長の請求については、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

5 労働者は、育児休業の期間の短縮を請求することができる。

6 使用者は、労働者が育児休業の期間の短縮を請求したときは、拒んではならない。

7 前項の規定にかかわらず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず請求どおりに短縮された場合に終期となる日からさかのぼつて一月以内の日に短縮を請求した場合には、終期となる日を短縮の請求のあつた日から一月以内の日で労働者の請求に係る日よりも後の日とすることができる。

(育児休業の終了)

第六条 育児休業は、当該育児休業をする労働者が産前の休業を始めたとき、若しくは出産したとき、当該育児休業の請求に係る子が死亡したとき、又は第四条第二項の場合を除き同条第一項第二号の期間が開始したときは、終了する。

(この法律違反の契約)

第七条 この法律で定める基準に達しない育児休業について定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。

(不利益な取扱いの禁止及び原職復帰)

第八条 使用者は、育児休業を理由として、労働者に対し、次項に規定する配置換の場合を除いて、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 使用者は、育児休業を理由として、育児休業の始まる日から育児休業の終了の日までに労働者を配置換した場合には、育児休業の終了（育児休業の期間を短縮した場合には、短縮しなかつた場合の育児休業の終了）の日の翌日までに、原職又は原職に相当する職に復帰させなければならない。

(立入検査)

第十三条 労働基準監督官は、この章の規定を実施するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、

ついては、引き続き勤務したものとみなす。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第十一条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この章の規定の実施に関する事務をつかさどる。

(報告等)

第十二条 都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この章の規定を実施するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(労働者の申告)

第十四条 労働者は、使用者にこの章の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。(船員に関する特例)

第十五条 船員法(昭和二十二年法律第二号)第一条に規定する船員に関しては、第十条中「労働基準監督署長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。)」と、第十条から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「労働基準監督官」とあるのは「船員労務官」と、第十条及び第十二条中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第十二条及び第十四条第一項中「都道府県労働基準局長、労働基準監督署長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。)」とする。

第三章 育児休業手当

(育児休業手当の支給)

第十六条 政府は、労働者が育児休業をする場合に、その育児休業をする期間について

て、当該労働者に対し育児休業手当(以下「手当」という。)を支給する。

(支給の申請)

第十七条 手当の支給を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対し、支給の申請をしなければならない。

(手当の日額)

第十八条 手当の日額は、次条に規定する賃金日額に百分の六十を乗じて得た額とする。

(賃金日額)

第十九条 賃金日額は、育児休業の始まる日前三月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。その金額は、次の各号のいずれかによつて計算した金額を下つてはならない。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十。

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期

間によつて定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額。

前項の期間は、賃金締切日がある場合に

おいては、直前の賃金締切日から起算する。

3 前二項に規定する期間中に、次の各号の

いずれかに該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。

一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間

二 産前産後の女子が労働基準法第六十五条の規定によつて休業した期間

三 女子の船員が船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間

四 第四条又は第五条の規定によつて育児休業をする期間

五 使用者の責めに帰すべき事由によつて休業した期間

六 試の使用期間

4 第一項の賃金の総額には、臨時に支払われた賃金及び三月を超える期間ごとに支払われる賃金並びに通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。

5 賃金が通貨以外のもので支払われる場合、第一項の賃金の総額に算入すべきものの範囲及び評価に関し必要な事項は、労働省令で定める。

6 雇入後三月に満たない者については、第一項の期間は、雇入後の期間とする。

7 前各項の規定により賃金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した賃金日額が著しく不当であるときは、労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。

(返還命令等)

第二十条 偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、支給した手当の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた手当の額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主が偽りの報告をしたためその手当が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、その手当の支給を受けた者と連帶して、同項の規定による手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付することを命ずることができる。

3 第三十四条及び第四十条第三項の規定

は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に適用する。

(費用の負担)

第二十一条 手当の支給に要する費用は、その三分の二に相当する額を次条に規定する

掛金をもって充て、その三分の一に相当する額を国庫が負担する。

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。

(掛金)

第二十二条 政府は、手当の支給に要する費用に充てるため、事業主から掛金を徴収する。

(掛金の額)

第二十三条 掛金の額は、賃金総額に次条の規定による掛け率を乗じて得た額とする。

2 前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

(掛け率)

第二十四条 掛け率は、毎年度における手当の支給に要する費用の予想総額の三分の二に相当する額を当該年度における賃金の予想総額をもつて除して得た割合を基準として、労働大臣が定める。

(掛け率)

2 第二十五条 掛金の額のうち労働者の負担すべき額は、賃金に前条の規定による掛け率を乗じて得た額の二分の一とする。

2 事業主は、掛金の額のうち当該掛け率

から前項の規定による労働者の負担すべき額を控除した額を負担するものとする。

(賃金からの控除)

第二十六条 事業主は、労働省令で定めるところにより、前条第一項の規定による労働者の負担すべき額に相当する額を当該労働者に支払う賃金から控除することができる。この場合において、事業主は、負担金控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該労働者に知らせなければならない。

(概算掛け率の納付)

第二十七条 事業主は、毎年度、その年度に使用するすべての労働者に係る賃金総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。)の見込額(労働省令で定める場合にあっては、直前の年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額)に第二十四条の規定による掛け率を乗じて算定した掛け率を、その掛け率その他の労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日(年度の中途に事業を開始した者については、当該事業を開始した日)から四十五日以内に納付しなければならない。

2 政府は、事業主が前項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、掛け率の額を決定しこれを事業主に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた事業主

は、納付した掛金の額が同項の規定により

政府の決定した掛金の額に足りないときは

その不足額を、納付した掛金がないときは

同項の規定により政府の決定した掛金を、

その通知を受けた日から十五日以内に納付

しなければならない。

(増加概算掛金の納付)

第二十八条 事業主は、前条第一項に規定す

る賃金総額の見込額が増加した場合において

労働省令で定める要件に該当するときは

は、その日から三十日以内に、増加後の見

込額に基づく掛金の額と納付した掛金の額

との差額を、その額その他労働省令で定め

る事項を記載した申告書に添えて納付しな

ければならない。

(概算掛金の追加徴収)

第二十九条 政府は、第二十四条に規定する

掛金率の引上げを行つたときは、掛金を追

加徴収する。

2 政府は、前項の規定により掛金を追加徴

収する場合には、労働省令で定めるところ

により、事業主に対して、期限を指定し

て、その納付すべき掛金の額を通知しなければならない。

(概算掛金の延納)

第三十条 政府は、労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、その者が

第三条の規定により納付すべき掛金を延納させることができる。

(確定掛金)

第三十一条 事業主は、毎年度、その年度に

使用したすべての労働者に係る賃金総額に

第二十四条の規定による掛金率を乗じて算

定した掛金の額その他労働省令で定める事

項を記載した申告書を、次の年度の初日

(年度の中途中に事業を廃止し、又は終了した者については、当該事業を廃止し、又は

終了した日。次項において同じ。) から四

十五日以内に提出しなければならない。

2 事業主は、納付した掛金の額が前項の掛

金の額に足りないときはその不足額を、納付した掛金がないときは同項の掛金を、同

項の申告書に添えて、次の年度の初日から四十五日以内に納付しなければならない。

3 政府は、事業主が第一項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、掛金の額を決定

し、これを事業主に通知する。

4 前項の規定による通知を受けた事業主

は、納付した掛金の額が同項の規定により

政府の決定した掛金の額に足りないときは

その不足額を、納付した掛金がないときは

同項の規定により政府の決定した掛金を、

その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。ただし、労働省令で

定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 事業主が納付した掛金の額が、第一項の

掛金の額(第三項の規定により政府が掛金の額を決定した場合には、その決定した

額)を超える場合には、政府は、労働省令で定めるところにより、その超える額を次

の年度の掛金若しくは未納の掛金その他こ

の章の規定による徴収金に充当し、又は還

付する。

(追徴金)

第三十二条 政府は、事業主が前条第四項の規定による掛金又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。た

だし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による掛金又はその不足額を納付しなくなつた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する掛金又はその不足額が千円未満であるときは、同項の規定による追徴金を徴収しない。

3 第二十九条第二項の規定は、第一項の規

定により追徴金を徴収する場合について準用する。

(口座振替による納付等)

第三十三条 政府は、事業主から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金錢による

掛金の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが掛金の徴収上有利と認められるときには限り、その申出を承認することができ

る。

2 前項の承認を受けた事業主に係る掛金のうち、この章の規定によりその納付に際し添えることとされている申告書の提出期限とその納期限とが同時に到来するものが労働省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後であるときににおいても、その納付は、納期限においてされたものとみなして、次条及び第三十五条の規定を適用する。

(督促及び滞納処分)

第三十四条 掛金その他この章の規定による

徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算

して十日以上経過した日でなければならぬ。

の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期間までに掛金その他この章の規定による徴収金を完納したとき。

二 紳付義務者の住所又は居所がわからぬため、公示送達の方法によつて督促したとき。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、掛金その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(延滞金)

第三十五条 政府は、前条第一項の規定により掛金の納付を督促したときは、掛金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納

期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金の額が千円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

2 前項の場合において、掛金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる掛け金の額は、その納付のあつた掛け金の額を控除した額とする。

第三十七条 掛金その他この章の規定による徴収金は、この章に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(不服申立て)

第三十八条 手当の支給に関する処分又は第

二十二条第一項若しくは第二項、第二十七条第二項若しくは第三十一条第三項の規定による処分について不服がある者は、異議申立てをすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十九条 前条に規定する処分その他この章の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決又は当該処分についての異議申立てに対する労働大臣の決定を経た後でなければ、提起することができない。

(時効)

第四十条 手当の支給を受ける権利及び掛け金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 掛け金その他この章の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかわらず、時効の中斷の効力を有する。（報告等）

第四十一条 労働大臣又は公共職業安定所長は、この章の規定を実施するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業主又は労働省に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（立入検査）

第四十二条 労働大臣又は公共職業安定所長

は、この章の規定を実施するため必要があると認めるときは、その職員に、事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

一 第十二条又は第四十一条の規定による

前項の場合において、立入検査をする職

員は、その身分を示す証明書を携帯し、関

係者に提示しなければならない。

2 前項の規定による立入検査をする職

員は、その身分を示す証明書を携帯し、関

係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、

犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（労働省令への委任）

第四十三条 この章に規定するもののほか、掛け金の納付の手続その他この章の規定の実施に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第四十四条 罰則

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第五項の規定に違反して育児休業の請求を拒んだ者

二 第五条第二項の規定に違反して育児休業の期間の延長の請求を拒んだ者

三 第五条第六項の規定に違反して育児休業の期間の短縮の請求を拒んだ者

四 第八条第一項又は第十四条第二項の規定に違反して解雇その他不利益な取扱いをした者

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条又は第四十一条の規定による

報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

二 第十三条第一項若しくは第四十二条第

一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第十

三条第一項若しくは第四十二条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若

しくは虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰

金刑を科する。

附 則

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

（義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の廃止）

第二条 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十五年

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律第三条の規定による育児休業の許可を受けた者及び同法第二条に規定する義務教育諸学校等の女子教育職員又は医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等で同法第三条に規定する育児休業の許可に相当する取扱いを受けたものについては、なお従前の例による。

2 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律第十五条の規定により臨時に任用されている者の取扱いについては、なお従前の例による。

(労働基準法の一部改正)

第四条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「左の」を「次の」に、同項第三号中「責」を「責め」に改め、同項に次の一号を加える。

五 育児休業法(平成元年法律第五号)

号) 第四条又は第五条の規定によつて育児休業をした期間

第三十九条第七項中「及び産前産後」を

「産前産後」に改め、「よつて休業した

期間」の下に「及び労働者が育児休業法第四条又は第五条の規定によつて育児休業をした期間」を加える。

第九十八条第二項中「賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)」の下に「育児休業法」を、「地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「育児休業法」を加える。

(船員法の一部改正)

第五条 船員法の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中「及び女子」を「、女子」に改め、「よつて勤務に従事しない期間」の下に「及び船員が育児休業法(平成元年法律第号)第四条又は第五条の規定によつて育児休業をした期間」を加える。

(国会職員法の一部改正)

第六条 国会職員法(昭和二十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)」の下に「の規定並びに育児休業法(平成元年法律第五号)」の下に「の規定並びに育児休業法、労働安全衛生法」に、「基く」を

く」に改める。

(国家公務員法の一部改正)

第七条 国家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及び船員災害防止活動

の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)」を「育児休業法(平成元年法律第号)第十条から第十四条まで、第四十一条及び第四十二条並びに船員

災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)の規定」に、「法律に基いて」を「規定に基づいて」に改め

る。

(地方公務員法の一部改正)

第八条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「労働安全衛生法第十九十二条の規定」を「育児休業法(平成元年法律第号)第十条から第十四条まで、第四十一条及び第四十二条の規定、労

働安全衛生法第九十二条の規定」に改め、同条第四項中「労働安全衛生法」を「育児休業法、労働安全衛生法」に、「基く」を「基づく」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百八条中「及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」を「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」及び育児休業法（平成元年法律第四十一条）第十条から第十四条まで、第四十一条及び第四十二条の規定に、「これらに基づく」を「これらの規定に基づく」に改める。（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正）

第十条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の二条を加える。

第二条の三 育児休業法（平成元年法律第四号）第四条又は第五条の規定により育児休業をする職員には、寒冷地手当を支給しない。

（一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第十一条 一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の二条を加える。

（育児休業をする者の給与）

第二十四条 育児休業法（平成元年法律第四号）第四条又は第五条の規定によつて育児休業をする職員には、いかなる給与も支給しない。

（防衛庁職員給与法の一部改正）

第十二条 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の次に次の二条を加える。

（育児休業をする者の給与）

第二十七条の二 育児休業法（平成元年法律第二号）第四条又は第五条の規定により育児休業をする職員には、いかなる給与も支給しない。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第十三条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項に次の二号を加える。

五 育児休業法（平成元年法律第五号）第四条又は第五条の規定によつて育児休業をした日

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第十四条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項に次の二号を加える。

五 育児休業法（平成元年法律第五号）第四条又は第五条の規定によつて育児休業をした日

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第十五条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「うちに」の次に「育児休業法（平成元年法律第五号）第四条又は第五条の規定による育児休業、」を加える。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

附則第十六項を削り、附則第十七項を附則第十六項とする。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第十三条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項に次の二号を加える。

五 育児休業法（平成元年法律第五号）第四条又は第五条の規定によつて育児休業をした日

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第十四条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項に次の二号を加える。

五 育児休業法（平成元年法律第五号）第四条又は第五条の規定によつて育児休業をした日

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第十五条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「うちに」の次に「育児休業法（平成元年法律第五号）第四条又は第五条の規定による育児休業、」を加える。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第十六条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等に該当する者で、同法に規定する育児休業の許可に相当する取扱いを受け、かつ、その取扱い」を「育児休業法（平成元年法律第号）第四条又は第五条の規定による育児休業」に改め、「、常時勤務に服し、かつ」を削る。

（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正）

第十七条 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一條第四項中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）に規定する育児休業に相当する休業」を「育児休業法（平成元年法律第号）第四条又は第五条の規定による育児休業」に改める。（雇用の分野における男女の均等な機会及

び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正）

第十八条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（昭和四十七年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条 第一項中「女子労働者について」の下に「、育児休業法（平成元年法律第号）に規定する育児休業を実施するほか」を加え、同条第二項中「育児休業」を「便宜の供与」に改める。（所得税法の一部改正）

第二十条 新所得税法（昭和四十年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項に次の一号を加える。

十四 育児休業法（平成元年法律第号）第二十五条第一項の規定による負担

金（地方自治法の一部改正）

第七条第一項第五号を削る。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第二十四条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項を削る。

（裁判所職員臨時措置法の一部改正）

第二十一条 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「定」を「定め」に、第三号中

「第二十四条」を「第二十五条」に改め、第六号を削る。

（地方公営企業法の一部改正）

第二十二条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第六条第二項、第十二条及び附則第二項」を削る。

（国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正）

第二十三条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項を削る。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第二十五条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）の一部

を次のように改正する。

附則第四項を削る。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第二十六条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三号を削る。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 この法律の施行の際現に義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律第十五条第一項の規定により臨時に任用されている者については、

改正前の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第二十一条第三号の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(労働省設置法の一部改正)

第三十条 労働省設置法(昭和二十四年法律第一百六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第八条第一項中「賃金子を養育する労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もつて労働者の福祉の増進に資するため、育児休業について最低の基準を定めるとともに育児休業をする労働者に対しても育児休業手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費は、平年度約四百四十億円の見込みである。

り臨時に任用されている者については、改正前の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第二十一条第三号の規定は、この法律の施行後も、な

おそる効力を有する。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第二十八条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号を削る。

第五条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 育児休業法に基づいて、育児休業手当の掛金を徴収すること。

第五条第十九号の次に次の二号を加える。

十九の二 育児休業法に基づいて、使用者又は労働者に必要な事項を報告させ、又は出頭させること。

育児休業法案提案理由説明

ただいま議題となりました育児休業法案につきまして、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院及び民社党・スボツ・国民連合を代表いたしまして、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、女性の職場進出はめざましく、一九八八年には雇用されて働く女性の数は一六七〇万人に達し、そのうち有配偶者が約六割を占めるに至つており、今後も乳幼児を持ちながら働く女性の増加が見込まれております。

しかし、働く女性の職場環境を見ますと、出産後も勤続する意思を持ちながら、育児のためにやむなく職場を離れなければならない例が多く見られ、一度離職すると再就職が難しく、また、不利な労働条件を余儀なくされる場合が多い実態にあります。この職業と家庭生活との調和の問題に対処するためには、延長保育、夜間保育、ゼロ歳児保育を行う保育施設の整備充実を図るとともに、育児休業制度を普及させることができることとなつております。

ヨーロッパ諸国では、多数の国において、

早くから育児休業制度あるいは親休暇制度が

立法化され、働く女性の人権と母子福祉・育児についての手厚い配慮がなされております。これに対し、わが国では、現在、公務員である女子教員、看護婦、保姆等について、無給の育児休業が制度化されているのみで、

極めて対象範囲が限られています。労働省の調査では、今年の二月時点で、三十人以上の規模の事業所で育児休業を実施している事業所は、わずかに一九・二%にすぎません。しかも、この数字は、現行法に基づく実施事業所を含んでいるものであり、その他の事業所では、さらに低いものとなつております。

一九八五年六月に、わが国が批准した国連の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、「子の養育には男女及び社会全体がともに責任を負うことが必要であることを認識する」と述べております。

また、ILOも、一九八一年に、男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約及び勧告を採択しており、その勧告では「両親のうちのいずれ

かは、出産休暇の直後の期間内に、雇用を放棄することなく、かつ、雇用から生ずる権利を保護された上、休暇（育児休暇）をとることができるべきである。」とうたつております。

喚起しておきたいと思います。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律は、育児休業について最低の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障するとともに、育児休業をする労働者に対して育児休業手当を支給することにより、その労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もって労働者の福祉の増進に資することを目的としております。

第二に、使用者は、父又は母である労働者のいづれか一方が、その子が一歳に達するまで養育するための休業を請求したときは、その請求を拒むことができないこととしております。

第三に、育児休業をする労働者には、その期間中、賃金の六割相当額の育児休業手当を支給することとしております。育児休業手当の支給に必要な財源は、すべての労働者、事業主及び国が、それぞれ三分の一ずつ負担することとしております。

第四に、育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止を規定するとともに、使用者は、育児休業をした労働者には、休業終了後、原職又は原職に相当する職に復帰させなければならぬものとしております。

者に適用されるものであります。
また、この法律の施行期日は、啓蒙宣伝期間等を考慮して、一九九一年四月一日としておりますが、それまでには整備しておかなければならぬ特別会計法や、義務教育事業等の公共部門の事業遂行に支障を生じさせないようにするための関係法律の整備等について

一九八九・一二・七
参議院社会労働委員会・育児休業問題等に関する小委員会（糸久八重子議員）

四党共同育児休業法案に関する説明

それでは、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合の四会派提出の、いわゆる四党共同

育児休業法案の内容につきまして、発議者を代表して私から、すでにお配りいたしました法案要綱に沿つてご説明させて頂きます。

まず第一は、目的規定についてであります。

この法律は、育児休業について最低の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障するとともに、育児休業をする労働者に育児休業手当を支給すること、この二つの制度を設けることにより、その労働者の

使用者としてこの法律において「労働者」、
「使用者」又は「賃金」とは、それぞれ労働基準法第九条から第十一条までに規定する労働者、使用者又は賃金をいうものとすることといたします。

その2として、この法律は、一月以内の期間を定めて雇用される労働者については適用しないものとすることといたしております。

この法律は、原則として全労働者に適用されるものでありますが、後ほど触れますように、労働者が育児休業請求日から一月以内に育児

も、追つてできるだけ早く提案する予定であることを申し添えておきたいと思います。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議のうえ、速やかに御賛同下さいますようお願い申し上げます。

休業をすることは必ずしも保障されていないこと、かつ、掛金負担があることを考慮して講じた措置であります。

第三は、育児休業に関する規定についてであります。

その1として、労働者は、その子が一歳に達するまでの期間のうち、一つに、共働きであつて他の一方が育児休業をする期間、二つに、他の一方が家事専従等のときでその子と同居していると通常考えられる期間、この二つの期間を除く期間について、その子を養育するための休業、つまり「育児休業」を請求することができ、使用者はこの請求を拒んではならないものとすることといたしております。

ただし、「他の一方が家事専従等」の場合であつても、その者が病気等やむを得ない事由によりその子を養育することができない期間及び産後八週間・産前六週間、多胎妊娠の場合十週間でございますが、これらの期間についても、育児休業を請求することができるここといたしております。

要するに、父又は母のいずれか一方は、一歳に満たない子の養育に専念できるように措置いたしております。

その2として、労働者は、一歳未満の子が二人以上ある場合、つまり双子を出産した場合等には、「他の一方が家事専従等」の場合で

ある等の期間についても、育児休業を請求することができます。

その3として、育児休業の請求は、一の期間を定めしなければならず、特別の事情があるときを除き、一回に限るものとすることといたしております。

その4として、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず育児休業を始めようとする日からさかのぼって一月以内の日に育児休業の請求をした場合は、育児休業の始まる日を育児休業の請求のあつた日から一月以内の日で労働者の請求に係る日よりも後の日とすることができるものとすることといたしております。

要するに、特別の事情がないかぎり、育児休業の請求を受けた日から一月を限度として、使用者に、育児休業の開始日を遅らせることができるという、いわば「限定的時期繰り延べ権」を認めることといたしております。

第四は、育児休業の期間の変更に関する規定についてであります。

その1として、労働者は、先ほど第三の中でご説明いたしましたこの法律における育児休業の対象期間の範囲内で、育児休業の期間の延長を請求することができ、使用者はこの請求を拒んではならないものとすることといたしております。

たしております。

その2として、ただいまご説明いたしましたような育児休業の期間の短縮の請求に関する規定にかかるわらず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず請求どおりに請求を拒んではならないものとすることといたしております。

その3として、ただいまご説明いたしましたような育児休業の期間の短縮の請求に関する規定にかかるわらず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず請求どおりに請求を拒んではならないものとすることといたしております。

は、終期となる日を短縮の請求のあつた日から一月以内の日で労働者の請求に係る日よりも後の日とすることができるものとすることといたしております。これも、先ほどご説明いたしましたような「限定的時期繰り延べ権」に対応する措置であります。

なお、育児休業は、育兌休業中の労働者が産前の休業を始めたとき、若しくは出産したとき、育児をしていた子が死亡したとき、又は双子等の場合を除いて「他の一方が家事専従等」となったときは、終了するものとする

ことといたしております。

第五は、この法律違反の契約に関する規定についてであります。

この法律で定める基準に達しない育児休業について定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準によるものとすることといたしております。

第六は、不利益取扱いの禁止及び原職復帰に関する規定についてであります。

その1として、使用者は、育児休業を理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとすることといたしております。

その2として、使用者は、育児休業を理由として、その例外として育児休業の始まる日から育児休業の終了の日までに労働者を

配置換した場合には、育児休業の終了の日の翌日までに、原職又は原職に相当する職に復帰させなければならないものとすることといたしております。

なお、この場合で、「育児休業の終了の日の翌日までに、原職又は原職に相当する職に復帰させなければならないものとすること」といふことに、ご注意頂きたいと存じます。

第七は、育児休業の期間の取扱いに関する規定についてであります。

育児休業の期間の二分の一に相当する期間は、退職金その他の処遇については、引き続き勤務したものとみなすものとすることといたしております。

第八は、監督関係の規定についてであります。

その1として、労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律のうち育児休業に関する部分の施行に関する事務をつかさどるものとすることといたしております。

その2として、労働基準監督官は、この法律のうち育児休業に関する部分の規定による司法警察員の職務を行うものとすることといたする罪について、刑事訴訟法の規定による司

收等及び立入検査の権限を認めるものとすることといたしております。

第九は、労働者の申告に関する規定についてであります。

その1として、労働者は、使用者にこの法律のうち育児休業に関する部分の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができるものとすることといたしております。

その2として、使用者は、ただいまご説明いたしましたような申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとすることといたしております。

なお、船員及び公務員に係る監督等については、これらの者に関する現行制度を基本的に維持することといたしております。

第十は、育児休業手当の支給等に関する規定についてであります。

その1として、政府は、労働者が育児休業をする場合に、その育児休業をする期間について、育児休業手当を支給するものとすることといたしております。

その2として、手当の支給を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対し、支給の申請をするものとすることといたしております。

その3として、手当の日額は、労働基準法

第十二条に規定する平均賃金の額に相当する額に百分の六十を乗じて得た額とするものとすることといたします。

第十一は、返還命令等に関する規定についてであります。

その1として、不正行為により手当の支給

を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した手当の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該

不正行為により支給を受けた手当の額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができるものとすることといたしております。

その2として、ただいまご説明いたしましたような不正受給の場合において、事業主が偽りの報告をしたためその手当が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、その手当の支給を受けた者と連帶して、手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができるものとすることといたしております。

第十二は、費用の負担に関する規定についてであります。
その1として、手当の支給に要する費用は、その三分の二に相当する額を労働者及び事業主がそれぞれ半額ずつ負担する掛金をもって充て、その三分の一に相当する額を国庫が負

担するものとすることといたします。

その2として、国庫は、毎年度、予算の範囲内で、手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとすることといたしております。

第十三は、掛金の徴収等に関する規定についてであります。

その1として、政府は、事業主から掛金を徴収するものとし、事業主は、掛金を納付する義務を負うものとすることといたしております。

その2として、政府が徴収すべき掛金の額は、毎年度、事業主がその雇用する労働者に支払う賃金の総額、つまり賃金総額に、手当の支給に必要とされる費用の予想総額の三分の二を賃金の予想総額で除して得た割合を基準として労働大臣が定める掛金率を乗じて得た額とするものとすることといたしております。

その3として、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、労働保険の保険料の徴収の方法と同様の方法によるものとすることといたしております。

第十四は、報告の徴収等に関する規定についてであります。

その1として、手当の支給に要する費用は、

労働大臣又は公共職業安定所長に、この法律のうち育児休業手当に関する部分の施行に必要な範囲内において、報告徴収等及び立入

検査の権限を認めるものとすることといたしております。

最後に、罰則及び関係法律の改正規定その他この法律の施行に必要な規定を定めることといたしております。

なお、この法律の施行に要する費用は、国庫負担分としては、平年度約四百四十億円の見込みであります。

最後に、過般の社会労働委員会理事会におきまして、提出者側から「よく話し合ってよりよいものができるのなら、小委員会を設置してよく話し合ってはどうか」とご提案申し上げたのを契機として、全会派一致で本小委員会が設置され、こうして共同法案が本小委員会の議題ともなるに至ったわけであります。この際、多くの労働者の切実な願いに応え、一日も早く全会一致、立派な法律が実現することとなりますよう、重ねて委員各位のご理解とお力添えをお願いいたしまして、私のご説明を終わらせて頂きます。

ありがとうございました。

育児休業制度の必要経費再試算

日本社会党労働政策委員会

I 制度の骨子

1 男女全労働者を対象とし、「選択・有給・原職復帰」を原則とする育児休業制度を設ける。

2 この制度を利用する者には、賃金の六割相当額を支給し、その財源に充てるため労使は毎月一定額を拠出するとともに、国は支給額の三分の一（及び事務費）を負担するものとする。

II 必要経費試算

1 財源について

基本的考え方は「Iの2」のとおり。

2 対象（「常用」労働者）について

〔略〕

3 試算に当たつて用いた推定数値

① 育児休業利用率（20%）について

〔略〕

② 平均利用期間（八カ月）について

〔略〕

③ 出産者の「雇用継続率」（七九・五%）

労働省婦人局の「女子保護の概況」—昭和六〇年によれば〔注1〕、妊娠婦に占める妊娠又は出産による退職者の割合は三・五%であるが、育児休業を法制度化した場合、これらの退職者の中から、退職せず雇用を継続する者が出てくることが当然、予想される。

そこで、これらの退職者（二〇・〇%）のうち退職時期が産前休業前（三・四%）及び産前休業中（四・〇%）の者は別として、産後休業中（五・六%）及び産後休業後（二七・一%）の者については、育児休業制度を利用することによって雇用を継続するものとして試算することとした。

すなわち、三・五%のうち、三・五%×（三七・一五・六／二七・一）＝二〇・〇%が、育児休業の法制度化により、出産による退職をしないことになるものと推定した。従つて、出産者の「雇用継続率」は、 $100\% - (30\% - 10\%) = 80\%$ となる。

なお、この制度は男女いずれが利用してもよいものではあるが、男女両性を対象とする育児休業制度最先進国スウェーデンの場合でも、男子の「全日休暇型」育児休業利用者に占める割合は一割にも満たず（「労働時間短縮型」育児休業利用者に占める割合でも四分の一程度でしかない）〔注2〕、わが国ではこの制度が発足しても、実際には、なお当分の間は男子の利用率はかなり低いものと予想されるため、本試算では女子が利用するものとして計算している（特に給付額）。

〔注1〕 労働省婦人局は現在、新しい（昭和三十年分）「女子保護の概況」の取りまとめ中で、一月中旬ないし一二月には発表されるようであるが、今回の試算には間にあわなかつた。

〔注2〕 古橋エツ子「スウェーデンの育児保障制度」（『早稻田法学』第五回第四号〔九八九〕）

試算に当たつて用いた統計調査数値
① 性別年齢階級別常用雇用者（常雇）数（非農林業）

休業給付月額

○一歳	三万〇〇〇円 × 〇・六
○二歳	一四万〇〇〇円 × 〇・六 七万二二〇円
○三歳	一六万〇〇〇円 × 〇・六 八万四三〇円
○四歳	一六万〇五〇〇円 × 〇・六 九万六〇〇円
○五歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○六歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○七歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○八歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○九歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○一〇歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○一一歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○一二歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○一三歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○一四歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○一五歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○一六歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○一七歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○一八歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○一九歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○二〇歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○二一歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○二二歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○二三歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○二四歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○二五歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○二六歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○二七歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○二八歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○二九歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○三〇歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○三一歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○三二歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○三三歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○三四歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○三五歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○三六歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○三七歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○三八歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○三九歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○四〇歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○四一歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○四二歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○四三歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○四四歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○四五歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○四五歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○四六歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○四七歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○四八歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○四九歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○五〇歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○五一歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○五二歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○五三歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○五四歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○五五歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○五六歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○五七歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○五八歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○五九歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○六〇歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○六一歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○六二歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○六三歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○六四歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○六五歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○六六歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○六七歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○六八歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○六九歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○七〇歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○七一歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○七二歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○七三歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○七四歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○七五歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○七六歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○七七歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○七八歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○七九歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○八〇歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○八一歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○八二歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○八三歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○八四歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○八五歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○八六歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○八七歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○八八歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○八九歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○九〇歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○九一歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○九二歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○九三歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○九四歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○九五歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○九六歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○九七歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○九八歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○九九歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円
○一〇〇歳	一七万〇五〇〇円 × 〇・六 一〇万二〇〇円

(2) 年間給付総額 (年間必要予算総額)

○一歳 壱万九〇〇円 × 三千人

|| 二億九〇〇万円

○二歳 壱万九〇〇円 × 二千人

|| 二億九〇〇万円

○三歳 壱万九〇〇円 × 七千人

|| 二億九〇〇万円

○四歳 壱万九〇〇円 × 三八千人

|| 二億九〇〇万円

○五歳 壱万九〇〇円 × 三八千人

|| 二億九〇〇万円

○六歳 壱万九〇〇円 × 三八千人

|| 二億九〇〇万円

○七歳 壱万九〇〇円 × 三八千人

|| 二億九〇〇万円

○八歳 壱万九〇〇円 × 三八千人

|| 二億九〇〇万円

○九歳 壱万九〇〇円 × 三八千人

|| 二億九〇〇万円

○一〇歳 壱万九〇〇円 × 三八千人

|| 二億九〇〇万円

○一一歳 壱万九〇〇円 × 三八千人

|| 二億九〇〇万円

○一二歳 壱万九〇〇円 × 三八千人

|| 二億九〇〇万円

○一三歳 壱万九〇〇円 × 三八千人

|| 二億九〇〇万円

○一四歳 壱万九〇〇円 × 三八千人

|| 二億九〇〇万円

月額

三三三円 小二カ月 × 1/3 = 六六六円

試算結果

労使双方がそれぞれ毎月一〇〇円程度の掛金を負担すれば、賃金の六割を保障する育児休業制度を維持することができる。

この場合、育児休業制度利用者は年間二〇万人近く、また、出産後も働き続ける女子労働者の割合は約八割にのぼると予想され、このうち約八割が毎月平均九万六〇〇円程度の育児休業手当を支給しつつ平均約八カ月の休業をとるものと見込まれる。

なお、労働者（及び使用者）の負担を（年間の）賃金に応じた定率負担とすれば、

① 毎月支払われる賃金：（男）二万九〇〇円 (女) 二万九〇〇円

② 年間賞与等……… (男) 九万九〇〇円 (女) 五〇万九〇〇円

労働省「賃金構造基本統計調査」 (昭和三〇年六月)

③ 一人当たり年間賃金総額

(1) × (2) × (推計)

二〇三億〇〇〇万円 × 1/3 = 三三三・七〇円

六六六円

男…………四五万二〇〇〇円×二六五万人
＝二三兆九四億五〇〇〇万円

女…………三三万七〇〇円×二三八万人
＝三兆九四億五〇〇万円

計……………二兆六〇三億七〇〇万円

掛金率

(年間労使負担総額・年間賃金総額)
(二三〇三億〇八六万円×2%)

二兆九〇三億七〇〇万円

＝六六億七三四万円+

一五兆六〇三億七〇〇万円

＝〇・五四七／1000

つまり、労働者（及び使用者）の負担率
(＝掛金率の1%)は二〇〇分の〇・三程度にな
る。

一昨年八月に参議院（第一〇九回臨時国会）
に提出された四党共同育児休業法案は、第一
一四回通常国会まで継続審査の取扱いとなっ
ていたが、ことし七月に参議院通常選挙が予
定されていたため、同国会において他の法案
と同様に審議未了・廃案の扱いとなつた。こ
のため四党は、同法案を改めて提出すること
となつたが、今回、同法案を再提出するに當
たり、前回提出法案の内容を基本的には維持
しつつも、若干の条文上の整理を行なつた。
その主な点は、次のとおりである。

一、育児休業請求権関係の規定の整理 について

前回提出法案（以下「旧法案」という）で
は、第二条第二項に育児休業の定義規定を置
いていたが、今回提出法案（以下「新法案」
という）では、これを旧第三条に移し、請求
権の形で明確に規定する（新第四条第一項）。

これに関連して、育児休業や育児休業の期
間の変更に関する規定（旧第四条）について
も同様の観点から規定を整理することとし
（新第五条）、併せてこの法律における育児休
業の対象となる子は実子及び養子、すなわち
「自己の子」であることを明確にすることとし
た（新第四条第一項）。

四党共同育児休業法案 条文整理結果について

日本社会党労働政策委員会

等の条文整理をするとともに、育児休業の期
間及び第四条第一項）となつてはいた規定につ
いても、労働基準法第七条等と同様に「……
拒んではならない」として、育児休業は労働
者の適法な請求により当然に認められるもの
であり、使用者はこれを拒んではならないこ
とを明確にしている（新第四条第五項、第五
条第二項及び同条第六項）。

また、育児休業の期間の短縮の請求をする
ことに無理がある場合等について、当然に育
児休業が終了する旨の規定を設けることとし
た（新第六条）。



一九八九・一二・七

間の変更の請求について、旧法案では「使用者は……拒むことができない」(旧第三条第一款)。さらに、旧法案では、育児休業の請求については必ず一月以上前にしなければならないこととされていた(旧第三条第三項)のを、新法案では、一月以上前に請求したときはその請求した日に育児休業をすることができるとして、使用者が認める場合には一月以内の請求であっても育児休業をすることができるとして(新第四条第六項)。使用者は、労働者に特別の事情がある場合を除き、請求日から一月後までの範囲内で育児休業の開始日を遅らせることができる旨規定、育児休業の期間の変更(旧第四条第二項)についても同様の観点から規定を整理することとした(新第五条第三項及び第七項)。

なお、この法律においては、父又は母のいずれか一方が育児休業をしている場合、あるいは家事専従である場合には、育児休業が保障されない扱いとなっているが、新法案では、他の一方の所定労働時間がきわめて短い場合、長期休暇中である場合等、家事専従と同視し得る場合についても同様の取扱いとすることとし、これらの範囲については政令に委ねることとしている(新第四条第一項第二号)。

また、旧法では、すでに父又は母のいずれか一方が育児休業をしている場合等において

使用者が他の一方の育児休業をすることを認めてもよいこととされていたため、育児休業手当についてはいかれか一方に限られる旨の規定(第十四条第二項)が必要であったが、新法案では、育児休業請求権関係の規定を右のとおり整理することとしたのに伴い、そのような規定が不要となつたため、削られている(新第十六条)。

二、適用対象について

この法律は原則として男女全労働者を適用対象とするものである(旧第一条第一項参照)が、この法律においては、前述のように、使用者は、一月以内の請求については、請求日から一月後までの範囲内で育児休業の開始日を遅らせることができることとしており(新第四条第六項)、従つて、労働者が育児休業請求日から一月以内に育児休業をすることは必ずしも保障されていないこと、かつ、掛け金負担があることを考慮して、新法案では、「この法律は、一月以内の期間を定めて雇用される労働者については、適用しない。」(新第三条)

の期間等については当然に算定対象期間から除外されるべきであるから、新法案では、そのような観点から、労働基準法第十二条の平均賃金に関する規定を念頭に規定することとした(新第十九条)。

四、附則関係の規定の整理について

この法律の施行に必要な関係法律の改正等に関する規定について、施行期日に関する規定は別として、旧法案では、古い法律から順に掲げていたが、新法案では、最近の立法例に倣い、①まず、現行法(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律)廃止規定を掲げ、②次に、現行法廃止に伴う経過措置関係の規定、③続いて、新法制定に伴う他法の一部改正等に関する規定、④最後に、労働省設置法の改正に関する規定を掲げることとした。

三、育児休業手当関係の規定の整理について

育児休業手当の日額の算定に係る賃金日額について、産前休業、産後休業又は育児休業

四野党共同育児休業法案要綱新旧対照

新

第一 目的

この法律は、育児休業について最低の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障するとともに、育児休業をする労働者に対して育児休業手当を支給することにより、その労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もつて労働者の福祉の増進に資することを目的とするものとすること。

旧

第一 目的

この法律は、育児休業について最終の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障するとともに、育児休業をする労働者に対して育児休業手当を支給することにより、その労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もつて労働者の福祉の増進に資することを目的とするものとすること。

第二 定義及び適用関係

- 1、この法律において「労働者」、「使用者」又は「賃金」とは、労働基準法に規定する労働者、使用者又は賃金をいうものとすること。
- 2、この法律は、一月以内の期限を定めて雇用される労働者については適用しないものとすること。

第三 育児休業

- 1、労働者は、その子が一歳に達するまでの期間のうちに掲げる期間を除く期間について、その子を養育するための休業(以下「育児休業」という。)を請求することができ、使用者はこの請求を拒んではならないものとすること。
- 2、共働きであつて他の一方が育児休業をする期間
- 3、他の一方が家事専従等のときでその子と同居する期間

第三 育児休業

- 1、使用者は、労働者が育児休業を請求したときは、その請求を拒んではならないものとすること。
- 2、前項の請求は、一の期間を定めてしなければならないものとすること。
- 3、第1項の請求は、特別の事情がある場合を除き、育児休業の始まる日の一月前までにしなければならないものとすること。

(病気等やむを得ない事由によりその子を養育することができない期間及び産後八週間・産前六週間(多胎妊娠の場合は十週間)を除く)

4、使用者は、父又は母の一方が育児休業を請求した場合において、次に掲げる期間においては、その請求を拒むことができるものとすること。

- 一 共働きであつて他の一方が育児休業をする期間
- 二 他の一方が家事専従のときでその子と同居する期間

2、労働者は、一歳未満の子が二人以上ある場合には、前項各号の期間についても、請求することができるものとすること。

3、育児休業の請求は、一の期間を定めなければならず、特別の事情があるときを除き、一回に限るものとすること。

4、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず育児休業を始めようとする日からさかのぼつて一月以内の日に育児休業の請求をした場合は、育児休業の始まる日を育児休業の請求のあつた日から一月以内の日で労働者の請求に係る日よりも後の日とすることができるものとすること。

第四 育児休業の期間の変更

1、労働者は、第三の第1項に規定する期間の範囲内で育児休業の期間の延長を請求することができ、使用者はこの請求を拒んではならないものとすること。

2、前項の規定にかかわらず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず延長されない場合に終期となる日からさかのぼつて一月以内の日に延長の請求をした場合には、その請求を拒むことができるものとすること。

3、育児休業の期間の延長の請求については、第三の第2項及び第3項の規定を準用すること。

4、労働者は、育児休業の期間の短縮を請求することができ、使用

第四 育児休業の期間の変更

1、使用者は、労働者が育児休業の期間を延長し、又は短縮する旨の変更を請求したときは、その請求を拒んではならないものとすること。

2、前項の請求は、特別の事情がある場合を除き、延長については延長されない場合に、短縮については短縮された場合に終期となる日の翌日の一月前までにしなければならないものとすること。

3、第三の第4項及び第5項の規定は、第1項の請求のうち育児休業の期間の延長の請求について準用するものとすること。

者はこの請求を拒んではならないものとすること。

- 5、前項の規定にかかわらず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず請求どおりに短縮された場合に終期となる日からさかのぼつて一月以内の日に短縮の請求をした場合には、終期となる日を短縮の請求のあつた日から一月以内の日で労働者の請求に係る日よりも後の日とすることができるものとすること。

第五 この法律違反の契約

この法律で定める基準に達しない育児休業について定める労働契約は、この部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準によるものとすること。

第六 不利益取扱いの禁止及び原職復帰

- 1、使用者は、育児休業を理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとすること。
2、使用者は、育児休業を理由として、育児休業の始まる日から育児休業の終了の日までに労働者を配置換した場合には、育児休業の終了の日の翌日までに、原職又は原職に相当する職に復帰させなければならないものとすること。

第七 育児休業の期間の取扱い

育児休業の期間の二分の一に相当する期間は、労働条件その他の処遇については、引き続き勤務したものとみなすものとすること。

第五 この法律違反の契約

この法律で定める基準に達しない育児休業について定める労働契約は、この部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準によるものとすること。

第六 不利益取扱いの禁止及び原職復帰

- 1、使用者は、育児休業を理由として、労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならないものとすること。
2、使用者は、育児休業を理由として、育児休業の始まる日から育児休業の終了の日までに労働者を配置換した場合には、育児休業の終了の日の翌日までに、原職又は原職に相当する職に復帰させなければならないものとすること。

第七 育児休業の期間の取扱い

育児休業の期間の二分の一に相当する期間は、労働条件その他の処遇については、引き続き勤務したものとみなすものとすること。

第八 監督

- 1、労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律（育児休業手当に関する部分を除く。）の施行に関する事務をつかさどるものとすること。
2、労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑

第八 監督

- 1、労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律（育児休業手当に関する部分を除く。）の施行に関する事務をつかさどるものとすること。
2、労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑

事訴訟法の規定による司法警察員の職務を行うものとすること。

3、労働基準監督官等に報告徴収及び立入検査の権限を認めるものとすること。

第九 労働者の申告

- 1、労働者は、使用者にこの法律の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができるものとすること。
- 2、使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとすること。

第十 育児休業手当の支給等

- 1、労働者が育児休業をする場合に、その育児休業をする期間について、育児休業手当（以下「手当」という。）を支給するものとすること。

第十 育児休業手当の支給等

- 1、労働者が育児休業をする場合に、その育児休業をする期間について、育児休業手当（以下「手当」という。）を支給するものとすること。
- 2、手当は、同一の子について、父母のいずれか一方にのみ支給するものとすること。
- 3、手当の支給を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対し、支給の申請をするものとすること。
- 4、手当の日額は、労働基準法第十二条に規定する平均賃金に相当する額に百分の六十を乗じて得た額とするものとすること。

事訴訟法の規定による司法警察員の職務を行うものとすること。

3、労働基準監督官等に報告徴収及び立入検査の権限を認めるものとすること。

第九 労働者の申告

- 1、労働者は、使用者にこの法律の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができるものとすること。
- 2、使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならないものとすること。

第十 育児休業手当の支給等

- 1、労働者が育児休業をする場合に、その育児休業をする期間について、育児休業手当（以下「手当」という。）を支給するものとすること。

第十一　返還命令等

1、不正行為により手当の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した手当の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該不正行為により支給を受けた手当の額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができるものとすること。

2、前項の場合において、事業主が偽りの報告をしたためその手当が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、その手当の支給を受けた者と連帶して、同項の規定による手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができるものとすること。

第十二　費用の負担

1、手当の支給に要する費用は、その三分の二に相当する額を労働者及び事業主がそれぞれ半額ずつ負担する掛金をもって充て、その三分の一に相当する額を国庫が負担するものとすること。

2、国庫は、毎年度、予算の範囲内で、手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとすること。

第十二　費用の負担

2、前項の場合において、事業主が偽りの届出、報告又は証明をしたためその手当が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、その手当の支給を受けた者と連帶して、同項の規定による手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができるものとすること。

第十三　掛金の徴収等

1、政府は、事業主から掛金を徴収するものとし、事業主は、掛金を納付する義務を負うものとすること。

2、前項の掛金の額は、毎年度、事業主がその雇用する労働者に支払う賃金の総額（賃金総額）に、手当の支給に必要とされる金額を見込んで労働大臣が定める掛け率を乗じて得た額とするものとすること。

第十三　掛金の徴収等

1、政府は、労働者及び事業主から掛金を徴収するものとし、事業主は、掛金を納付する義務を負うものとすること。

2、前項の掛金の額は、毎年度、事業主がその雇用する労働者に支払う賃金の総額（賃金総額）に、手当の支給に必要とされる金額を見込んで労働大臣が定める掛け率を乗じて得た額とするものとすること。

第十一　返還命令等

1、不正行為により手当の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した手当の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該不正行為により支給を受けた手当の額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができるものとすること。

第十二　費用の負担

1、手当の支給に要する費用は、その三分の二に相当する額を労働者及び事業主がそれぞれ半額ずつ負担する掛金をもって充て、その三分の一に相当する額を国庫が負担するものとすること。

2、国庫は、毎年度、予算の範囲内で、手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとすること。

第十二　費用の負担

2、前項の場合において、事業主が偽りの届出、報告又は証明をしたためその手当が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、その手当の支給を受けた者と連帶して、同項の規定による手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができるものとすること。

新

3、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、労働保険の保険料の徴収の例によるものとすること。

第十四 報告の徴収等

労働大臣又は公共職業安定所長に、この法律（育児休業手当に関する部分に限る）の施行に必要な範囲内において、報告徴収及び立入検査の権限を認めるものとすること。

第十五 罰則及び関係法律の整備その他この法律の施行に必要な規定を定めること。

（なお、この法律の施行に要する費用は、平年度約四百四十億円の見込みである。）

旧

第十四 報告の徴収等

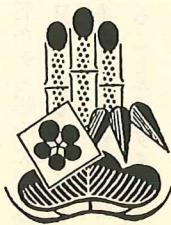
3、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、労働保険の保険料の徴収の例によるものとすること。

第十四 報告の徴収等

労働大臣又は公共職業安定所長に、この法律（育児休業手当に関する部分に限る）の施行に必要な範囲内において、報告徴収及び立入検査の権限を認めるものとすること。

第十五 罰則及び関係法律の整備その他この法律の施行に必要な規定を定めること。

（なお、この法律の施行に要する費用は、平年度三百九十七億円の見込みである。）



一九八九・一一・七

最近の東欧情勢について（談話）

日本社会党書記長

山 口 鶴 男

一、わが党は、政府・自民党がこれまでの安保・外交政策を転換し、極東アジアの平和・軍縮の推進、日本の経済力にふさわしい経済協力をすすめ、この世界的な変化に対応することをもとめる。

わが党は、この変化をふまえ、西欧・ソ連・東欧との友好・交流を深めるため、すみやかに党代表団を派遣したい。

以上

一、最近のソ連・東欧諸国の自由・民主化の改革のうごきは、世界的な関心をよんでいる。とくに、東西対立の象徴であった「ベルリンの壁」が撤去されはじめた新しい現実は、冷戦思考にもとづく軍拡競争を続けた戦後の枠組みを大きく変えるものである。

わが党は、このうごきを軍縮と平和、自由人権と民主主義の発展につながるものとして心から歓迎したい。

一、ソ連・東欧諸国の変革のプロセスは、各の歴史と条件によって異なるものの、ソ連のゴルバチョフ書記長が、「欧州共通の家」を提起したことに象徴されるように、東西対立の冷戦構造の解体の始りである。西欧諸国も東側の変化を高く評価してお



自民党の審議拒否、誹謗中傷に

対する抗議声明（記者会見）

日本社会党・護憲共同参議院国会対策委員長

野田哲

参議院公明党・国民會議国会対策委員長

鶴岡洋

連合参議院国会対策委員長

栗森喬

民社党参議院国会対策委員長

橋本孝一郎

一、消費税廃止・税制再改革九法案の審議が

委員会において進んでいたが、税制再改革基本法第八条二項に規定する国民税制改革協議会の調査・審議報告に対する内閣及び国会の尊重規定について、自由民主党はこれは内閣及び国会を拘束する強制規定であるとして、憲法違反の疑義があり、法案を撤回しないかぎり審議に応じられないとして、審議拒否を続けている。

一、この問題は、一六日の自民党の宮沢委員の質問に対する提案者及び参議院法制局長

の答弁で既に決着した問題である。すなわ

ち、提案者の立法意図は、国会で審議し、成立させた上で設置し、諮詢する国民税制改革協議会であるので、その答申については内閣及び国会はその趣旨を最大限に尊重して欲しいという意思を込めた原則、方針であり、強制力、拘束力を法的にもつものでないことを明確に答弁している。また、参議院法制局長も尊重規定であり、拘束力をゆがめることはできない。

一、この問題は、一六日の自民党の宮沢委員の質問に対する提案者及び参議院法制局長

の答弁で既に決着した問題である。すなわ

ち、提案者の立法意図は、国会で審議し、成立させた上で設置し、諮詢する国民税制改革協議会であるので、その答申については内閣及び国会はその趣旨を最大限に尊重して欲しいという意思を込めた原則、方針であり、強制力、拘束力を法的にもつものでないことを明確に答弁している。また、参議院法制局長も尊重規定であり、拘束力をゆがめることはできない。

一、自民党は、ナチス・ヒットラーの例を引いてこの条項を憲法違反と非難し、特定会

一、さらに、提案者は答弁の中で、内閣法制局長官であつた茂申氏、真田氏の国会答弁を引用し、具体的な法律の例を引いて、「する」「しなければならない」という表現と「ものとする」という表現には明確な相違があることを指摘した。また、二〇日谷川質問において引用された同じく元内閣法制局長官であつた佐藤氏、林氏の論文についても、これを熟読すれば強制力がないことは明らかである。特に、質問者自身が引用した林論文においては、「立法者の気持は「しなければならない」と同じくらいのつもりであつたとしても、解釈論としては「しなければならない」よりはや弱く、合理的な理由があれば、それに従わないことも許されるというような解釈ができる余地のあることもありうる」としている。

派（社会党）をさして「全体主義的な傾向が露呈した」としているが、これは悪質な誹謗中傷であり、提案者及び四会派は断じて容認できない。

自民党は、消費税廃止法案を何としても撤回・廃案に持ち込むため、手段を選ばぬ悪質な妨害工作でているものであり、その背景には国民の消費税に対する批判を恐れ、また自ら公約した「見直し案」を国民に、いまもつて堂々と示せないことを隠蔽しようとするものである。

我々は、このようなあまりにも理不尽な自民党の姿勢に対し、強く抗議し、断固たたかう決意である。

平成元年一月一七日

野党の税法案の問題点について

国会対策委員長 奥田敬和

1 野党が提出した税制再改革基本法案第八条において「国民税制改革協議会」の審議の結果をうけ、「内閣及び国会は速やかに所要の措置を講ずるものとする。」としている。

このことは「協議会」が、内閣、国会に對して法案提出を義務づけるものであり、行政府の一付属機関が、行政の最終責任を

負う内閣、国権の最高機関であり、唯一の立法機関である国会に対して、優越する地位を得ることになり、現行の憲法体系と全く相容れないものである。

2 こうした指摘に対して、唯一の立法機関である国会は、自らを拘束する法律をもつくることができる筈だ、との反論があるが、こうした発想は極めて危険である。

かつてワイマール共和国の議会において、ナチス・ヒットラーに全権を付与するとの法律をつくった結果、独裁政治の道を歩み、「共和国」の終焉をまねいた歴史を想起しなければならない。すなわち法の原則をはずした結果、民主主義の瓦解につながる危険を強く認識すべきである。

社会党のよつて立つ思想の根底にある、議会制民主主義を否定する全体主義的な傾向が、ここに露呈したと言わざるをえない。また、自らを「唯一の護憲政党」と称していながら、憲法違反が明らかなる「法案」を公然と提出する姿勢は、憲法をないがしろにするものであり言行不一致といわざるをえない。

3 野党は、立法者の意思として、「講ずるものとする」とは、「最大限尊重する」との意味だと強弁している。

この意味だとすると、「講ずる」と同義であるということが通説であり、解釈論と

しては、多少の違いはあるにしても、義務的規定であることに変わりはない。

よつて、立法者の意思がどのようなものであれ、ひとたび法律となつた以上、為政者の判断で法律は執行されてしまう。

従つて、この問題は、文言の解釈によつて片づける性質のものでない。

まして、国会に対しても、これを及ぼし、行政府の一付属機関における結論が、どのような解釈であれ、国会の意思決定に影響を及ぼすのは、国会の自由な審議権を侵害するものであり、この意味で野党案は、憲法の基本原則に反し、議会制民主主義の自殺につながる危険な要素を含んでゐる。

4 政策以前の民主政治の根本において、断じて容認できない、野党の欠陥法案は即刻撤回し再提出されるべきである。

新連合の結成にあたつて（談話）

一、本日、労働界の長年の目標であった労働戦線の統一が実現し、新しい連合が結成された。社会党は、日本の労働運動史上、画期的なこの連合の結成を全党あげて祝福するとともに、今日から始まる労働運動の新時代が希望に満ち溢れたものであることを念願する。

され、われわれの目指す「国民連合政権」の樹立にむけて大きな役割を果すことを強く期待する。同時に、わが党は、連合の発展に対し、全面的な協力を約束するものである。

昨日結成された、新連合は官・民統一の組織として、七十八組織（四友好組織含む）で構成され、七九九万五千人を結集し日本の組織労働者（一二二二万七千人）の約六六%を占めることになる。また、同日発足した共産党系の全労連は一四〇〇万組織を目指すとしている。

一、いま日本の労働国民は、経済社会の国際化と情報化に伴う産業構造と就業構造の変化、「経済大国」と言われながらいっこうに「ゆとりや豊かさ」を実感できない生活、高齢化社会の問題など、数多くの問題に直面している。連合は、日本を代表するナショナルセンターとして「力と政策」を存分に發揮して、これらの諸課題の解決にむけて全力をあげることを期待する。また、中小・零細企業や未組織の労働者の労働条件の改善に力をつくし、組織化に全力をあげるとともに、地域的・市民的課題に応える運動を開拓することを期待したい。

一、社会党は、連合が二一世紀を見据えた質の高い幅広い国民の共感を呼ぶ運動を推進



「連合」構成組織と主要な労働組合地図

連合 = 77 構成組織 (5 友好参加組織 [] 内を含む)

全労連	総評系	旧同盟系	旧中立労連系	旧新産別系	純中立系
●日本労連(15.0万人) ●公労連(14.0万人) ●日自連(5.0万人) ●全連(2.0万人) ●印労連(0.8万人)	●機械労連(30.0万人) ●電気運輸労連(20.1万人) ●一般労連(19.2万人) ●私企労連(11.4万人) ●全国労連(8.0万人)	●電労連(67.8万人) ●生保労連(40.6万人) ●食労連(6.0万人)	●新連(0.5万人)	●自動車労連(70.4万人) ●全電力労連(31.1万人) ●機械労連(21.3万人) ●金屬労連(21.2万人)	●自労連(12.6万人)
●労連(4.0万人) ●労連(3.6万人) ●労連(3.5万人) ●労連(1.0万人) ●労連(1.2万人) ●労連(1.0万人)	●鐵道労連(51.2万人) ●一般労連(12.1万人) ●公企労連(11.4万人) ●全国労連(10.5万人) ●全国労連(5.5万人) ●全国労連(3.9万人) ●全国労連(3.6万人) ●全国労連(3.5万人) ●全国労連(3.4万人) ●全国労連(3.3万人) ●全国労連(3.2万人)	●鐵道労連(11.4万人) ●食労連(8.8万人) ●農業労連(4.1万人) ●全国労連(2.5万人) ●全国労連(2.3万人)	●化粧品労連(0.3万人)	●自動車労連(70.4万人) ●全電力労連(31.1万人) ●機械労連(21.3万人) ●金屬労連(21.2万人)	●自動車労連(70.4万人)
●印労連(0.1万人)	●労連(4.0万人) ●労連(3.6万人) ●労連(3.5万人) ●労連(1.0万人) ●労連(1.2万人) ●労連(1.0万人)	●鐵道労連(51.2万人) ●一般労連(12.1万人) ●公企労連(11.4万人) ●全国労連(10.5万人) ●全国労連(5.5万人) ●全国労連(3.9万人) ●全国労連(3.6万人) ●全国労連(3.5万人) ●全国労連(3.4万人) ●全国労連(3.3万人) ●全国労連(3.2万人)	●化粧品労連(0.3万人)	●自動車労連(70.4万人) ●全電力労連(31.1万人) ●機械労連(21.3万人) ●金屬労連(21.2万人)	●自動車労連(70.4万人)
●印は旧統一労組会員組合	●印は旧統一労組会員組合	●印は旧統一労組会員組合	●印は旧統一労組会員組合	●印は旧統一労組会員組合	●印は旧統一労組会員組合
新開労連(4.1万人) 全国労連(3.7万人) 競港労連(3.7万人) 全国労連(2.0万人)	自治労連(7.0万人) 林労連(0.6万人) 公労連(0.5万人) 統計労連(0.1万人)	●農業労連(3.7万人) ●森林労連(3.5万人) ●税關労連(0.5万人) ●全国労連(0.3万人)	●化粧品労連(3.1万人)	●自動車労連(70.4万人) ●全電力労連(31.1万人) ●機械労連(21.3万人) ●金屬労連(21.2万人)	●自動車労連(70.4万人)
官公労單產	官公労單產	官公労單產	官公労單產	官公労單產	官公労單產

税制再改革基本法第八条をめぐる 論点と提案者側の見解

三、提案者の見解
ず、審議拒否をつづけている。

提案者

久保 亘、峯山昭範、笛野貞子、
勝木健司、佐藤三吾、太田淳夫、
小川仁一、梶原敬義

一、論争になつてゐる箇所

四会派提出の「税制再改革基本法案」の第八条はつぎのようになつてゐる。

第八条 協議会は、設置後二年以内を目途として、その調査審議の結果を、内閣総理大臣に対し、及び内閣総理大臣を経由して国会に対し、報告するものとする。

2項 内閣及び国会は、前項の報告を受けたときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

論争になつてゐるのは、この第2項の「速やかに所要の措置を講ずるものとする。」という規定である。

二、自民党的主張

提案者の立法意図は、国会で審議し、成立させた上で設置し、諮問する国民税制改革協議会があるので、その答申については内閣及び国会はその趣旨を最大限に尊重して欲しいという意思を込めた原則、方針であり、強制力、拘束力を法的にもつものではないことを明確に答弁している。したがつて、提案者の立法意図は、既にあきらかである。

加えて、提案者は、二〇日の答弁のなかで、

内閣法制局長官であった茂串氏、真田氏の国会答弁を引用し、具体的な法律の例を引いて、「する」「しなければならない」という表現と「ものとする」という表現には明確な相違があることも指摘し、法的に曲解される危惧の余地はまつたくないことも論証した。

四、中島参議院法制局長の答弁

さらに、宮沢議員がそれでもあえて質問の中で中島参議院法制局長に解釈を質したのに對し、法制局長はこの規定があくまでも法的拘束力、強制力をもつものではなく、憲法に何ら抵触する恐れはないことを明確に答弁した。

したがつて、この問題は、一六日の宮沢質問をもつて完全に決着したものであることを

強調したい。

五、工藤内閣法制局長官の答弁

二〇日、谷川委員の要求で出席した工藤内閣法制局長官の答弁は、「参考までに意見を」

といわれたのでと断りつつ、「憲法に定める国権の最高機関であり國の唯一の立法機関である、こういうふうに定めておりますその国会の権能を侵すとも読まれるのでありますし、

このような立法例はございませんし、また今

日の憲法を頂点とする法体系の中では適当ではないのではないかと、かように考えております」としているが、違憲とも、違憲の恐れがあるとも言及したものではない。

本来、議員立法の審議にさいし、内閣法制局長官の解釈を求める自体、三権分立の建前から言って、立法府の権威をおとしめる態度といわなければならぬ。

六、「するものとする。」という法文の表現を巡る諸説

(1) 茂串内閣法制局長官（昭和五年四月七日。衆・予算委）

同長官の答弁は、日本原子力船開発事業団法附則二条の「廃止するものとする」の解釈をめぐり、事業団の存廃には廃止の手続きが必要かどうかの質問に答えたもので、つぎのようになつてゐる。「この

規定は、その定められた期限内にこの法律を廃止することについての立法者の意図、方針をあきらかにしたものでございまして、……」

この答弁では、「するものとする。」の解釈は「しなければならない。」とは同義ではなく、立法者の意図や方針を表すものとされているのである。

(2) 真田同長官（昭和五二年二月一二日。衆・予算）

同長官の答弁も、おなじく、上記事業団の存廃をめぐり、次のように答えてている。「これは五年内に廃止する方針であると、いう立法の政策、方針を宣言したものでございまして、……」

この答弁でも、「するものとする。」が強制規定ではないことが明らかにされてい

(3) 佐藤達夫同長官（新版法制執務提要）

この中で、同氏は、「するものとする。」

の表現は、「しなければならない。」と同義語として使用される場合もあるが、一般には、一般的の原則なり、方針なりを示すという気持が強い場合に多く用いられる、と述べている。

(4) 林修三同長官（法令用語の常識）

「ものとする」の用法は、必ずしも一樣ではないが、解釈論としては、「しなけ

ればならない」よりは弱く、合理的な理由があれば、それに従わないことも許されるということもある、と述べている。以上のように、歴代の内閣法制局長官の解釈によれば、「するものとする。」という表現は、強制あるいは義務規定ではないことを明らかにしている。提案者は、このような見地からこの文書を用いたものである。

七、提案者の立法意図と正しい解釈

(1) 国民税制改革協議会は、国家行政組織法第8条の審議会である。

一般論として、国家行政組織法第8条に基づく審議会の報告は行政府を拘束する法的拘束力はないといわれている。

第8条に設置される審議会の答申が拘束力をもつ場合があるのは、必ずその設置法において「……これを尊重して、必要な措置をとらなければならない」と規定されている場合である。

例えば、運輸省設置法第7条第2項では「運輸大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重して、必要な措置をとらなければならぬ」

自治省設置法第一条第二項「自治大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重して必要な措置をとらなければならぬ」

電波法第九九条の一三第二項「郵政大臣は、

前項の勧告を受けたときは、その内容を公表するとともに、これを尊重して必要な措置をしなければならない」とある。

したがつて諮問機関たる国民税制改革協議会の性格とその報告のもつ法的性格は議論の余地がない。

(2) 国民税制改革協議会の報告は、八条第一項にあるように、内閣総理大臣と国会とになされる。ここで「内閣総理大臣に対し、及び内閣総理大臣を経由して国会に対し」というのは、内閣に設置される機関であるところからその長である内閣総理大臣に対して報告するのは当然としても、事柄の性格（法律で設置し、法律によって諮問する）から国会に對しても報告するのが妥当と考えたからである。この場合に、人事院のような独立行政機関であれば、国会に対し直接報告を行う法制度も考えられようが、同協議会は、国家行政組織法第八条機関であるので、内閣総理大臣を経由する手続きとしたものであり、この意味でも提案者の立法方針は明確である。

(3) 国家行政組織法第八条機関のなかで、再改革法第八条第二項のように、内閣と国会に対する尊重規定を定めた法案はこれまで例がなく、初めての法案である。この場合のよう、前例を参考できない法文解釈については、提案者が議事録に「法文の解釈」を宣明すれば、それが成立後の法律の解釈の重要な

指針となるものと考える。

(4) 「所要の措置」に関する自民党的解釈は、今までもなく、税制措置」とは内閣に対して行政手続きや立法手続き、立法府に対して立法措置を促すことだけを定めたものではなく、もっと広義の意味で、国民税制改革協議会の報告を受けた後の一連の検討や立法に関する調査その他必要に応じた法律案の提出などもろもろの措置のこととをさしている。

しかも、立法府である国会は自らの判断で審議会たる協議会の報告を受け止めるものであり、これは拘束力、強制力というような議論とは無縁のものである。

(5) 税制の再改革は、「消費税の創設を中心とする先の税制改革に代えて行う」（第一条・目的）ものであり、それは、「消費税の創設を中心とする先の税制改革が広く国民の理解と信頼を得た上で行われたものとはい難い状況にかんがみ、かつ、消費税が廃止されることを踏まえ、国民の合意に基づき」（第二条・趣旨）行われるものである。そして、そのためには議員立法をもつて制定する基本法である以上、協議会の報告もただ行政府に委ねるだけでなく、報告を受けて議員立法として提案され、それが成立後の法律の解釈の重要な

たものである。

八条二項の文言は、いうまでもなく、税制再改革基本法案全体の趣旨のなかにおいて読むべきものであり、提案者の立法意図、その合憲性は明白である。

自民党的この条項に対する反応は極めて不可解であり、奥田「見解」がナチス・ヒットラーまで持ち出していることを見ても異常といわざるを得ない。



農業者年金制度の充実に関する申し入れ

農業者年金制度は発足以来すでに二〇年近く、約六八万人の加入者と約六五万人の受給者をかかえる大きな年金制度に成長し、日本農業を支える農業者の生活にとって欠かすことのできない役割を果たしている。

一方、政府の相次ぐ農業切り崩し政策によつて、当初目標だった加入者二〇〇万人の実現は事実上、不可能となり、財政的に極めて厳しい状況に追い込まれてゐることは否定できない。

一九八九年一二月二九日

以上

助を増額すること。

二、当面、「現行給付水準」の厳守を目指におき、遂次給付内容の改善に努力すること。

三、新規加入者の増加をはかること。

四、保険料率の引き上げは行わないこと。

五、農業者年金加入者の配偶者への給付を実現すること。

農林水産大臣
鹿野道彦 殿

農業者年金対策委員長
野坂浩 賢

日本社会党・
田中恒利
日本社会党農林水産部会長
竹内猛

米ソ首脳会談（マルタ・サミット）について（談話）

この危機を政府当局は給付面での改訂によつて切り抜けようとしているが、わが党は断じてこれを許さない立場に立つて、創設当初の理念である「農業者にも厚生年金並みの老後保障を」といった原点に立ちかえり、農業者年金制度の充実強化をはかる観点から、次の諸点について申し入れるものである。

記

一、日本農業の将来的展望、とりわけ農業後継者の確保という観点から、農業者年金制度の内容充実をはかるため、大幅に国庫補

一、今回の米ソ首脳会談は、事前に議題も設定されない非公式会談として開催されたサミットであったが、結果は、長く続いた東西の冷戦時代に終止符を打つ歴史的なサミ

日本社会党書記長
山口鶴男

ツトとなつた。

世界は、この会談を転換点として東西対立から東西協調の時代へと本格的に入つた。我々は、このような意義ある画期的なサミットを行なつた米ソ両首脳にたいして心から拍手を送りたい。

一、米ソ両国は、会談のなかで軍縮と経済協力に関する様々な提案を相互に示し、多くの点で意見の一一致を見た。

なかでも、①戦略核兵器半減条約を来年調印する。②欧州通常兵器削減条約の来年調印。③化学兵器廃棄に関する合意等、双方は、軍縮と緊張緩和のための多くの重要な措置について合意しており、これらは世界和平に大きく寄与するものであり、我々は心から歓迎する。

一、また、米国がソ連のペレストロイカに協力し、ソ連を最恵国待遇にすることを約束したことは、ソ連の政治経済改革に寄与するものであるが、このことは、又、経済協力が今後東西の壁のおりこえて地球規模的に推進されていくことを示すもので、世界経済も新たな段階に入つたといえるものである。こうした動きにわが国も新たな積極的な対応が求められる。

一、米ソ首脳は、今大きく変化している東欧諸国の政治経済改革に双方が協力することを確認したが、我々はこうした米ソ両国の

対応を歓迎する。と同時に、両国が欧州諸国の内政に干渉することなく、各國が独自性を持ちながらも、欧州を統合し、「共通の家」に向かおうとする行動に協力するよう期待したい。

一、米ソ両国と欧州諸国は、今後、フランクな会談を何度も積み重ねながら、軍縮と経済協力を推進していくよう思われるが、こうした欧米諸国の流れに全く遅れをとっているのがアジア・太平洋地域である。アジア・太平洋地域には、米ソ両国などの多数の核兵器が配備され、軍事演習が頻繁に実施され極めて危険な状況にある。我々は、米ソ両国が各軍縮交渉のなかで、海洋核を中心としたアジア・太平洋地域の核削減に

ついても合意するよう要求するとともに、アジア・太平洋地域諸国が地域内の軍縮と地域紛争を解決するため「ヘルシンキ会議」のような協力機構を設置することを提案したい。

一、また、東西の壁をのりこえ、軍縮と緊張緩和と経済協力がダイナミックに進みつつある国際情勢のなかで、政府・自民党はソ連や朝鮮民主主義人民共和国と対立する時代遅れの冷戦外交を根本的に改め、防衛費を削減し、ソ連その他の社会主義諸国との経済協力を推進し、平和で発展するアジア・太平洋地域を実現するために積極的に行動すべきである。

以上

国と地方の関係等に関する報告について

日本社会党
地方自治制度改革検討委員会

一、本日、行政改革推進審議会小委員会は、
(一) 地域の活性化、(二) 東京一極集中の是正、
(三) 高齢化社会への対応、四行財政の地方分

権化を基本課題とする「国と地方の関係等に関する報告」を明らかにした。これら四つの課題は、地方自治の発展を図るうえで

解決しなければならないものであり、検討課題とするることは当然である。とりわけ地方分権の実現はすべてに優先する必須課題であるが、残念ながら報告はおよそ地方分権とは似て非なるものといわなければならぬ。すなわち特別地方公共団体としての都道府県連合、都市連合、市町村連合の創設はその端的な例証であり、地方分権を求める内外の潮流に背を向けるものとして厳しく批判されなければならない。

二、憲法および地方自治法制定以後二二年が経過したにもかかわらず、わが国地方自

の拡大、休日・夜間の議会の開催等自治体運営の改革はわが党もかねてから主張してきたところであり、住民自治を豊かなものとする立場から積極的に推進していかなければならぬ課題である。しかしながらこうした課題を実現すべきこれまでの法律改正が、地方自治の根幹を揺るがす「裁判抜き代執行」を企図する政府の地方自治法改悪案によって阻害されていることは極めて遺憾である。本報告の積極改革を実現するためにも、政府は速やかに撤回すべきである。

四、社会党は、自主、公開、参加、創造こそが地域社会の発展と地方自治を充実させる条件と考える。これに基づきわが党は、自治体とともに市町村の行財政権限の強化と自治体間格差を是正する地方交付税制度の充実、環境保全、交通を始めとする住民生活のニーズに沿う自治体間協力の推進、情報公開条例の制定等地方分権の推進を図る決意である。

治は依然として中央集権の様相を深めている。その最大の原因は、政府の補助金、地方債、地方交付税の配分および天下り等の行財政コントロールにあり、最近では地域経済の衰退による自治体からの中央依存がこれに拍車をかけている。中央の過剰介入と地域間格差の拡大というわが国の政治、経済の基本的構造に大胆なメスを入れることなくして地方自治の発展の基盤整備はありえない。こうした現実を黙殺し、いたずらに第三セクターの導入やコスト主義の自治行政を強要することは住民福祉に奉仕すべき自治体を変質させ、高齢化社会における自治体の責任と役割を低下させるものである。

三、監査委員制度の活性化、住民の参加機会



一九八九年（一月～二月）総目次一覧表

▼一月（268号）

（ページ）

「巻頭言」

伊藤茂

1

◎一九八八年総目次一覧表

特集 年金関係

- 公的年金制度の六四年度財政再計算に当つての申し入れ
- 共済年金制度の充実と一九八九年度予算確保等に関する申し入れ
- 一九八九年度地方財政対策等に関する申し入れ
- 参考資料
- 国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見
- 鉄道共済年金問題懇談会報告書

2 3 6 9 7 9 13 19 23 24 25 26 26 28

▼二月（269号）

「巻頭言」

岩垂寿喜男

1

特集 一九八九年度政府予算関係

- 一九八九年度政府予算編成に関する申し入れ
- 各省庁申し入れ（運輸・失業対策事業・農林水産・法務・科学技術）

6 3 2 1 34

資料

- 税制六法案に対する参議院本会議質問
- 公的規制緩和に関する党の見解
- 新行革審の「物流」に関する規制緩和の報告に対する態度
- リクルート社提出の「全容リスト」の欺瞞性について
- 義務教育費国庫負担制度についての申し入れ
- 沖縄における基地問題に関する申し入れ
- ウルグアイ・ラウンド農業交渉に関する申し入れ
- 今日の焦点
- 脱原発の必要性と必然性

II 竹下内閣不信任関係

- 竹下内閣不信任決議案（委員長）
- 党声明（大蔵大臣辞任）
- リバート（税制改革六法案強行成立）
- 衆参両院における証人の偽証等について
- リクルートコスモス社株式の譲渡リストについて

III 天皇逝去関係

- お悼みのことば（委員長）
- 服喪についての談話

○天皇の喪儀および即位に関する国家行事について

○談話（書記長）

○大喪の礼についての閣議決定に対する談話

〔参考資料〕「社会新報」主張

資料

- 故三木武夫元首相に対する追悼演説（委員長）
- 政治改革に対するわが党の当面の態度
- 日ソ外相定期協議について

- 談話（内閣改造）

今日の焦点

宗教法人（団体）課税の現状と問題点

▼三月（270号）

松 前 仰

〔巻頭言〕

特 集

一九八九年度政府及び各省庁予算案の

分析と批判（総論）

○展望なき予算案・展望なき竹下内閣

○一九八九年度地方財政対策の概要と問題点

△各論△

一九八九年度税制の具体像と消費税導入の狙い

○防衛関係予算

○社会保障関係予算

○労働関係予算

○文教関係予算

54 48 39 36 32 8 2 1 40 39 38 37 34 32 31 30 29

資料

- 科学技術関係予算
- 環境関係予算
- ODA関係予算
- 法務関係予算

- 党首会談に当つての提案
- 政府及び自民党税制調査会の来年度税制改正についての

答申・大綱について

○一九八九年度政府予算案について（談話）

○一九八九年度郵政関係予算等に関する申し入れ

○竹下首相訪米に当たつての申し入れ

○四野党共同政策課題について

○大喪の礼について

○国家行事に関する申し入れ

○リクルート疑惑の新たな段階を迎えて

▼四月（271号）

細 谷 治 嘉

〔巻頭言〕

特 集

八九年選挙政策関係

1 96 94 93 92 90 90 88 87 84 82 78 76 74 71 69 65 59 57

○国政選挙にのぞむ政策・アンケート調査結果

○当面の政局とわが党の態度

○コメ完全自給と食糧管理制度の根幹堅持、牛肉自由化対策の確立で日本農業を守ろう

資料

- 竹下施政方針演説に対する委員長の代表質問
- 一九八九年度 政策活動方針
- 小・中・高校学習指導要領案等の公表について
- 「大喪の礼」に対する党の対応について
- 申し入れ書（福島、原発事故）
- 社公民書記長会談合意事項
- 水産政策・われわれはこう考える
- 外国人労働者問題に関する中間的取りまとめ

▼五月（272号）

〔巻頭言〕

河上民雄

特集

年金関係

- 政府の年金改正案に対する基本的な態度
〔参考資料〕
- ①国民年金法等の一部を改正する法律案の概要
- ②被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法
（案）の概要
- ③道道共済年金の自助努力等
- ④被用者年金の支給開始年齢の引き上げについて

11 11 10 8 2 1 38 32 32 31 29 28 26 20 18 16 2

資料

- 政治の転換をめざす野党共闘の発展を（委員長）
- 四党首会談合意事項
- 消費税導入中止と防衛費の削減など政府予算案の修正を求める申し入れ
- 大欠陥税制＝消費税導入の中止を
- 消費税の導入中止・廃案を求める要求書
- 党声明
- 申し入れ（アイヌ民族問題について）
- 一九八九年度畜産物価格ならびに政策確立に関する申し入れ
- 一九八九年度蚕糸価格及び政策についての申し入れ
- 申し入れ（文部省汚職）
- 北方領土問題の解決促進に関する決議（案）

▼六月（273号）

〔巻頭言〕

清水勇

特集

連合政権・政治改革関係

- 国民連合政権をめざして
- 四党書記長・政審会長会談合意

3 2 1 30 29 28 27 26 25 25 21 18 17 17 15 13 12 12

⑤「公務員共済年金支給開始年齢改定問題に係る雇用問題」の検討の在り方について

- ⑥総評の要請書
- ⑦政府の年金改革案に関する意見

○新しい政治をめざして

○申し入れ書

○竹下首相の退陣表明に関する党声明

○一九八九年度政府予算案の強行採決に関する党声明

○福岡県教委パーティ券問題に関する申し入れ

○政治倫理法大綱（案）

○政治資金規制法改正要綱（案）

○会期延長後の政局に臨むにあたつて

○激震の政局にあたつて

○政治倫理法の改正に関する四党共同要綱

○竹下辞任後の政局への対応について

○会期延長後の政局に臨むにあたつて

○自民党新総裁の選出にあたつて

○衆議院解散要求に関する決議案

○加工食品の表示の適正化に関する法律案の概要

参考資料

○加工食品の表示に関する制度の問題点

○加工食品の表示の適正化に関する法律案に対する関係団体

○会期延長、単独採決に抗議する（談話）

○社・公・民三党国対委員長会談合意事項

○自民党新総裁の選出にあたつて

○衆議院解散要求に関する決議案

○会期延長後の政局に臨むにあたつて

○自民党新総裁の選出にあたつて

○加工食品の表示の適正化に関する法律案に対する関係団体

○会期延長後の政局に臨むにあたつて

○会期延長後の政局に臨むにあたつて

○会期延長後の政局に臨むにあたつて

○会期延長後の政局に臨むにあたつて

○会期延長後の政局に臨むにあたつて

○会期延長後の政局に臨むにあたつて

○会期延長後の政局に臨むにあたつて

○会期延長後の政局に臨むにあたつて

○会期延長後の政局に臨むにあたつて

特集 政局・連合政権協議

▼七月（274号）

矢田辺 理

「巻頭言」

- 委員長代表質問（衆議院六月七日）
- 新しい日本の設計図（案）

リクルート終結宣言について
今日の焦点

7 2 1 45 42 36 32 24 17 13 11 10 9 6 7 4

資料

参院選「連合」候補の基本政策（案）

参考資料

○国民会議（大分）

○藤波・池田両氏の強制捜査について

○中曾根証人喚問について（談話）

○リクリート疑惑事件に関する捜査終結宣言について

○声明・申し入れ（山口書記長への暴行事件）

○中ソ首脳会談について

○ゴルバチヨフ書記長の軍縮提案について

○談話（公明党矢野委員長の辞任について）

○宇宙基地協力協定について

○談話（中国問題について）

40 39 38 38 37 36 35 35 34 33 26 24 23 22 21 21 20 18 17 16 15 14 12

▼八月（275号）

「巻頭言」

田中恒利

特集

四党共同政策関係

- 衆議院解散要求に関する決議案趣旨説明
- 政治資金規制法の改正に関する四党共同要綱
- 公職選挙法関係

●公職選挙法の一部を改正する法律案提案理由

●公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

●公職選挙法の一部を改正する法律案

●公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表

○社会・公明・民社三党提出土地基本法案の提案説明

資料

○「国際開発協力基本法案」の提案について

●国際開発協力基本法

○一九九〇年度予算概算要求基準の決定について

○一九八九年産生産者米価等に関する申し入れ（社会党）

○平成元年産生産者米価等に関する申し入れ（社・公・民・社民連）

○談話（生産者米価）

○一九九〇年度森林・林業予算要求について

○平成元年度における国民年金法等の年金の額等の改定の特例に関する法律案要綱

○鉄道共済年金について

○中国政府の死刑執行について（談話）

4 45	2 43	32 39	7 12	7 9	5 2	1
---------	---------	----------	---------	--------	--------	---

今日の焦点
スープーリー条を巡る問題

▼九月（276号）

今日の焦点
スープーリー条を巡る問題

参議院選挙声明・政策特集

▼一〇月（277号）

「巻頭言」

福間知之

特集

I 第五回全国政策研究集会関係

○委員長挨拶「新しい政治への挑戦」

○まとめ（書記長）

II 消費税廃止関係

○消費税を廃止する法律案骨子及び内容

○消費税法の廃止に伴う消費譲与税及び地方交付税法に関する措置

○税制の再改革の基本に関する法律案大綱

資料

○一九九〇年度予算編成に当たっての申し入れ

○一九九〇年度文部省予算概算要求についての申し入れ

○大店法抜本改正を提案する

○談話（組閣について）

4 29	27 21	17 17	1 2	1 1	46
---------	----------	----------	--------	--------	----

○党声明

○「八九年度防衛白書」に関する談話

▼一月（278号）

「巻頭言」 小野信一

*一六臨時国会、土井委員長代表質問

特集

消費税廃止関連法関係

- 消費税法を廃止する法律案要綱および法律（案）
- 消費譲与税法を廃止する法律案要綱および法律（案）
- 地方交付税法の一部を改正する法律案要綱および法律（案）
- 税制再改革基本法（案）
- 消費税廃止・税制再改革法案の提案について

資料

- 社・公・民三党国対委員長合意事項
- 社・公・民三党国対委員長申し入れ
- 電気通信審議会の「中間答申」に対する談話
- NTT分割問題等に対するわれわれの見解
- 「第三次教科書訴訟」判決に対する談話
- 今国会における年金等の改善に関する申入れ
- 地・家裁支部の存続に関する申入れ

▼二月（279号）

「巻頭言」 上原康助

消費税廃止関連法関係

- 消費税廃止関連法案の合意にあたって（共同声明）
- 消費税廃止関連九法案の提案・趣旨説明（参議院本会議）
- 法人税法等の一部を改正する法律（案）
- 通行税法（案）
- 物品税法（案）
- 入場税法（案）
- 地方税法の一部を改正する法律（案）

資料

50 48 47 47 44 43 43 42 38 35 32 23 8 2 1 30 30

107 105 104 79 69 33 30 12 7 2 1

消費税廃止・代替財源九法案関連正誤・修正

No.278（11月号）、No.279（12月号）掲載の四会派共同提出の「消費税廃止関連九法案」につきまして、参議院審議の結果、以下の修正・正誤が確定しました。

法 案 名	内 容	修 正	法 案 名	内 容	修 正
法 案 名	内 容	修 正	法 案 名	内 容	修 正
消費税法を廃止する法律案（参第一号）	附則第十条第一項第一号中「二分の三」の下に「（旧消費税法附則第十一条第一項（普通乗用自動車の税率等に関する経過措置）の規定の適用を受けた普通乗用自動車については、百分の六。以下同じ。）」を加える。	修 正	附則第六条第二項中「平成二年度分の」を「附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定により消費譲与税が譲与されることとなる年度分の」に改める。	年 度 以 後 の 各 年 度 分 の 消 費 譲 与 税 は、当該年度の前年度のに、「差額に相当する額は」を「差額に相当する額と当該年度の消費税の収入額の見込額の五分の一に相当する額との合算額を」に、「平成三年度中」を「当該年度中」に改める。	修 正
「輸入」は「輸入」の誤り。 「五項」は「三項」の誤り。	附則第十四条第一項中「百分の三」の下に「（旧消費税法附則第十一条第一項（普通乗用自動車の税率等に関する経過措置）の規定の適用を受けた普通乗用自動車については、百分の六）」を加える。	修 正	附則第六条第二項中「平成二年度分の」を「附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定により消費譲与税が譲与されることとなる年度分の」に改める。	年 度 以 後 の 各 年 度 分 の 消 費 譲 与 税 は、当該年度の前年度のに、「差額に相当する額は」を「差額に相当する額と当該年度の消費税の収入額の見込額の五分の一に相当する額との合算額を」に、「平成三年度中」を「当該年度中」に改める。	修 正
消費譲与税法を廃止する法律案（参第二号）	附則第二条第一項中「平成元年度及び平成二年度の」を削り、同条第四項中「平成二年度の」を「第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定による平成三」ととされる旧法の規定による平成三	修 正	附則第二条及び第四条中「平成元年度及び平成二年度における」を削る。	年 度 以 後 の 各 年 度 分 の 消 費 譲 与 税 は、当該年度の前年度のに、「差額に相当する額は」を「差額に相当する額と当該年度の消費税の収入額の見込額の五分の一に相当する額との合算額を」に、「平成三年度中」を「当該年度中」に改める。	修 正
地方交付税法の一部を改正する法律案（参第三号）	地方交付税法の一部を改正する法律案（参第三号）	修 正	第八条第一項中「、及び内閣総理大臣を経由して国会に対し」を削り、同条第二項中「内閣及び国会」を「内	年 度 以 後 の 各 年 度 分 の 消 費 譲 与 税 は、当該年度の前年度のに、「差額に相当する額は」を「差額に相当する額と当該年度の消費税の収入額の見込額の五分の一に相当する額との合算額を」に、「平成三年度中」を「当該年度中」に改める。	修 正
制再改革基本法案（参第四号）	制再改革基本法案（参第四号）	修 正	年 度 以 後 の 各 年 度 分 の 消 費 譲 与 税 は、当該年度の前年度のに、「差額に相当する額は」を「差額に相当する額と当該年度の消費税の収入額の見込額の五分の一に相当する額との合算額を」に、「平成三年度中」を「当該年度中」に改める。	年 度 以 後 の 各 年 度 分 の 消 費 譲 与 税 は、当該年度の前年度のに、「差額に相当する額は」を「差額に相当する額と当該年度の消費税の収入額の見込額の五分の一に相当する額との合算額を」に、「平成三年度中」を「当該年度中」に改める。	修 正

閣總理大臣に、「速やかに所要の措

置を講ずるものとする」を「これを

尊重しなければならない」に改める。

附則に次の一項を加える。

(臨時脳死及び臓器移植調査会設

置法の一部改正)

4 臨時脳死及び臓器移植調査会設

置法(平成元年法律第七十号)の

一部を次のように改正する。

附則第二項のうち第一条の改正

規定中「第一条第十九号の七」を

「第一条第十九号の八」に、「十九

の八」を「十九の九」に改める。

「同項」は「前項」の誤り。

法人税法等の一部を改

正する法律案(参第六

号)

附則第一条规定書中「平成二年

一月一日」を「平成二年一月一日か

ら、第二条及び附則第六条の規定は

平成三年一月一日」に改める。

附則第六条中「施行日以後」を「平

成三年一月一日以後」に、「施行日前

を「同日前」に改める。

「端教」は「端数」の誤り。

「あつた」は「あつた」の誤り。

「それぞれの月」は「それぞれその

月」の誤り。

附則第二十二条を附則第二十三条と
し、附則第二十一条の次に次の一條

修
正

リ

正
誤

正
誤

修
正

正
誤

地方税法の一部を改正
する法律案(参第一〇
号)

修
正

地
方
税
法
の
一
部
を
改
正
す
る
法
律
案
(
参
第
一
〇
号
)

別表第七号の品目欄中「三三〇セン
チメートル」を「三三〇センチメー
トル」に、「五五〇立方センチメート
ル」を「六六〇立方センチメートル」

に改める。

第八十五条第一項中「酒税」の
下に「及び物品税」を加える。

正
誤

修
正

「限る。」及びりん化合物は「限
る。」の誤り。
「併料」は「併科」の誤り。

正
誤

を
加
え
る

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第二十二条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。



編集後記

▼消費税廃止法案が十二月十一日、参議院で可決、成立しました。さる七月の参議院選挙から数えて一四一日、公約を果たすことができました。野党提出の議員立法が一院（参議院）で可決されたのは一九五五年以来の保守合同以来のことです。土井首班指名、決算の否決などで、与野党逆転の政治はいま着実に新しい動きを現実のものとしてくれています。

▼審議の面でみても、これまでの悪しき慣行を一転する画期的な試みが実行されています。消費税廃止関連九法案を審議した税制問題等に関する特別委員会では、四五名の全委員に各々三時間の質問時間が保障されました。自民党は二〇名の委員のうち二名（一名は委員長、一名は本会議で反対討論を行う）を除く全員と関連を含め、実に二一名が延べ五三時間一分の質議を行なっています。一月一〇日の趣旨説明、一四日から始まつた質疑の総時間は、七一時間一四分になります。公聴会や参考人の陳述、質議を加えれば八三時間四六分にも達します。

▼これは、発議者と提案賛同会派である社会党、公明党、民社党、連合参議院が自民党の要求する徹底審議を名実ともに保障した結果

によるものです。ちなみに、先に政府・自民

党が消費税法案を強行採決した際の質議総時間は四九時間でした。ですから、本会議で反対討論に立った自民党議員をして久保亘議員ら発議者の答弁をたたえ、「徹底した質疑を行なうことができた」と言わしめるほどでした。

▼さて、採決（本会議）の結果です。廃止三法案、つまり消費税を廃止する法案、消費譲与税法を廃止する法案、地方交付税法の一部改正案に賛成一三六票、反対一一一票で可決、成立です。賛成は、社会七二、公明二一、連合一二、民社八、参院クラブ五、税金一、無所属三、共産一四です。反対は、自民一〇七、税金三、無所属一です。他の税制再改革基本法案、法人税法等の一部改正案、物品税法案、通行税法案、入場税法案、地方税法の一部改正案の六法案は、いずれも社会、公明、民社、連合などの賛成多数で可決、成立です。自民は反対、共産は棄権でした。

▼これら衆議院に送付された九法案は、自民党の絶対多数の前に一二月一六日、臨時国会の最終日をもつて廃案にさせられました。一九九〇年は、年明けとともに待ち望んできた総選挙が行なわれます。この選挙に勝つて、自民党単独支配の下にある政治を変えるためにがんばりましょう。なんとしても。

(H)

政策資料編集委員会

委員長	伊藤茂	細谷治嘉	上原康助
編集委員	岩垂寿喜男	小林恒人	河上民雄
	中村茂	永井孝三	清水勇
	水田稔	安田修	戸田菊雄
	久保亘	志苦志	戸田菊雄
	福間知之	村沢	上原康助
会計監査	矢田部理	瀬尾忠	河上民雄
	押田三郎	渡辺裕	松前仰
	佐間田勝美	浜谷博	伊藤茂
兼事務局長	温井寛	牧博	細谷治嘉
	佐藤敬治	本岡昭次	上原康助

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部

年間購読料 五〇〇円

送料 一部

年間購読料 四二〇〇円（前納）

ご送金は左記へお願いいたします。

郵便振替 東京8-80821
又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会



POLICY AND LEGISLATION

CONTENTS ON.280 (January 1990)

Forward by Tsuneto Kobayashi	1
FEATURES	
I The 39th General Election —Socialist Party's Promise	2
II Childcare Holiday Bill	12
* Reintroduction of "Childcare Holiday Bill" Cosponsored by Four Opposition Parties	12
* Childcare Holiday Bill (Draft).....	14
* Statement on Objects of the Proposed Childcare Holiday Bill	25
* Statement on the Childcare Holiday Bill Sponsored by Four Opposition Parties	26
* Re-estimated Cost for Childcare Holiday System	30
* Coordinative Study on Articles of the Childcare Holiday Bill Cosponsored by Four Opposition Parties	33
* Comparison between New and Old Childcare Holiday Bills	35
DOCUMENTS	
* Recent Situation in East Europe	41
* Protest against LDP Refusal of Deliberation and Their Slandar	42
* On the Occasion of Establishment of New Coalition (Comment)	44
* Points of the Article 8 of the Tax Reform Basic Act and Sponsor's View	46
* Representation on Improvement of Farmer's Pension System	49
* Comment on U.S. and Soviet Top Conference (Malta Summit)	49
* On the Report on State and Local Relationship	50
◎The List of all the contents of 1989	52

POLICY MAKING BOARD JAPAN SOCIALIST PARTY
FIRST OF MEMBERS' OFFICE BUILDING, HOUSE OF REPRESENTATIVES.
2-2-1 NAGATA-CHO, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN.
PHONE-(03)581-5111 EXT. 3880~4 FAX(03)502-5857

政策資料 1月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤茂

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 東京 03(581)5111 内線3880~4

FAX 東京 03(502)5857

定価 300 円 (送料 50 円)